HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	国籍の役割と国民の範囲 ： アメリカ合衆国における「市民権」の検討を通じて（4）
Author(s)	坂東, 雄介
Citation	北大法学論集, 63(6), 334 [191] -258[267]
Issue Date	2013-03-29
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/52548
Type	departmental bulletin paper
File Information	HLR63-6_006.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

論　　説

国籍の役割と国民の範囲―アメリカ合衆国における「市民権」の検討を通じて（4）

坂　東　雄　介

目　次

序
　第１章　本稿の視座

第１部：移民規制と絶対的権限の法理
　第２章　「絶対的権限の法理」の生成とその背景―19世紀末の移民法の検討　（以上、62巻２号）
　第３章　「合衆国市民」の範囲―帰化事例を中心に　（以上、62巻４号）
　第４章　絶対的権限の法理の理論的背景
　第５章　絶対的権限の法理の修正―20世紀後半の判例の展開とZadvydas v.Davis 判決が有する理論的意味（以上、63巻２号）

第２部：合衆国市民と異質な他者―インディアン、植民地住民、黒人
　第６章　インディアン、島嶼住民への絶対的権限の法理の拡張―異質な他者との接触と合衆国市民の自己理解
　　１．移民法以外の領域への拡張―インディアン、島嶼住民
　　１．１．インディアンへの拡張
　　１．２．島嶼事例への拡張―編入理論の成立
　　１．３．小括―「野蛮な人々」の排除
　　２．アメリカ社会におけるアングロサクソン主義
　　２．１．植民地の拡大― McKinley 大統領の言説
　　２．２．移民の流入と拒否反応
　　２．３．インディアンとアングロサクソン主義

3．アングロサクソン主義と判例―「劣った人々」の排除
3．1．判例におけるアングロサクソン主義
3．2．二級市民化の正当化― Plessy v.Ferguson
4．小括

第7章　拡張した「絶対的権限の法理」に基づく異質な他者への対応と、20世紀前半の合衆国社会の自己理解
1．アメリカ社会の自己理解
1．1．Woodrow Wilson と Israel Zangwill の見解―ひとつのアメリカ人を指向
1．2．Horace M.Kallen の見解―ハイフンつきのアメリカ人
1．3．愛国主義の高揚と排外主義
1．4．「ハイフンつきのアメリカ人」意識の高揚―文化多元主義
1．5．アメリカへ同化できない人々―人種による線引き
2．インディアンと島嶼住民
2．1．インディアン―同化政策と方針の転換、再転換
2．1．1．同化政策―19世紀の継続
2．1．2．方針の転換―自治の回復へ
2．1．3．再転換―管理終結政策
2．2．島嶼事例―自治権の漸進的拡大
2．2．1．プエルトリコ住民の法的地位の変遷
2．2．2．グアム及びヴァージン諸島住民の法的地位の変遷
3．判例の展開―20世紀前半の絶対的権限の法理
3．1．移民―19世紀の継続
3．2．インディアン―絶対的権限の維持と劣位性の承認
3．3．島嶼事例―絶対的権限の法理と劣位性の承認
4．小括　（以上、本号）
第8章　「異質な他者」であり続けるインディアン部族と島嶼住民―20世紀後半の展開

第3部：合衆国市民権の価値と役割― Warren Court 再検討
第9章　二級化した合衆国市民の存在―南北戦争以後の憲法修正と政府の取組み
第10章　Warren Court の論理―合衆国市民権を基礎とした権利保障の対価としての排除

第４部　日本における国籍理論と残された課題
　第11章　国籍の役割と国民の範囲
　第12章　残された課題

第２部：合衆国市民と異質な他者―インディアン、植民地住民、黒人

第１部では、合衆国における外国人の法的地位、移民規制権限の性質について検討した。第２部では、第１部の検討を踏まえ、本稿の問題意識②、すなわち合衆国市民の範囲はどのように設定されてきたのか、という問題の、もう一つの側面（外国人以外の観点）を中心に扱う。

合衆国の建国期には、「同じ祖先より生まれ、同じ言葉を語り、同じ宗教を信じ、同じ政治原理を奉じ、その風俗習慣においてきわめて似ている一つの国民[1]」と理解されていた合衆国市民像に反する存在に対して、政治部門や裁判所がどのような反応を示したのか、そして、その反応を支える基本原理は何か、について検討する。具体的には、先住民族、海外諸島住民に対する合衆国の反応を、移民に対する応答と関連させながら、検討する。

第６章　インディアン、島嶼住民への絶対的権限の法理の拡張―異質な他者との接触と合衆国市民の自己理解

１．移民法以外の領域への拡張―インディアン、島嶼住民

第２章で述べたように、絶対的権限の法理は、連邦議会による中国人の出入国規制に関する判例の過程において成立し、人種差別的な出入国規制や帰化資格であっても、絶対的権限の法理の下で正当化されてきた。そして、絶対的権限の法理は、「われら合衆国の人民（We the People of the United States）」たる「自己」を定義し、維持する役割（自己定

[1] アレグザンダ・ハミルトン＝ジョン・ジェイ＝ジェイムズ・マディソン（著）/ 斎藤眞＝武則忠見（訳）『ザ フェデラリスト』（福村出版社・1991年）８頁。

義と自己保存）があることを指摘した。

移民の事例を中心に生成した絶対的権限の法理の前提には構成員ルールの問題、すなわち、誰が「我々（We, the people）」なのか、そして、誰が「我々」ではないのかという問題がある。絶対的権限の法理をこのように捉えるならば、絶対的権限の法理が、合衆国市民にとっての「他者（outsiders）[2]」（移民だけではなく、当初は合衆国の構成員ではなかったインディアンや海外諸島住民も含む）に拡張されたとしても、不思議ではない。

１．１．インディアンへの拡張

⑴合衆国憲法が制定された初期の慣行では、インディアン部族と連邦の関係は、両者が締結した条約によって規定されていた。合衆国の公式法令集である Statute at Large においても、他の国家と締結された条約と一緒に、条約の項目に収められている。これは、連邦議会が、第１編第８節３項において、インディアン部族との間の通商を規制する権限を有していることから根拠付けられる。この条文は、外国とインディアンを、同一条文内に規定している。

したがって、合衆国憲法制定当初は、各インディアン部族は、外国と同様に、主権を有し、合衆国と国家間関係を有する地位として位置づけられていた[3]。すなわち、アメリカ・インディアンは、合衆国の構成員ではなく、外国人であった（ただし、各部族との条約によって、合衆国市民権の取得が認められる場合もあった。詳細については注を参照[4]）。

---

[2] Natsu Taylor Saito, *Asserting Plenary Power Over the "Other":Indians, Immigrants, Colonial Subjects, and Why U.S.Jurisprudence Needs To Incorporate International Law*, 20 Yale Law and Policy Review 427, 429 (2002).

[3] なお、インディアン部族が有する主権概念の混乱については、United States v.Lara, 541 U.S.193 (2004) における Thomas 裁判官同意意見を参照（*Id*. at 215-224）。

[4] この点については、James H.Kettner, *The Development of American Citizenship, 1608-1870* (1978) が詳しい。Kettner によれば、「1778年のデラウェア族との条約は、各インディアン国家が連合に加入することを認めることを構想していた。1785年、1835年のチェロキー族との条約、1830年のチョクトー族との条約

合衆国最高裁判所も、憲法起草者と同様に、当初は、インディアン部族と連邦との関係を、相互の合意によって規定されると捉えていた。例えば、Worcester v.Georgia[5]において、Marshall 長官による法廷意見は、チェロキー族の国家的性格と自己統治の権利を承認[6]した上で、次のように述べる。

は、そのような部族が連邦議会に代表を送る可能性を示していた。この条項は実施されなかったが、このような条約の存在は、国家の領域内に存在するインディアン部族が、より組織的な方法で、合衆国の政体に編入されるべきであったことを示唆している」（*Id.* at 292）。

「他の条約と制定法は、部族を離れ、無条件で合衆国政府から土地割り当てを受けたインディアンが合衆国市民となることを示していた。1817年、1819年のチェロキー族との条約は、『合衆国市民となることを希望する』家族の長に対する土地の下賜を定めていた。1830年の条約は、明示的に、『州市民になることを希望する各チョクトー族の家族の長は、この条約の批准から６ヶ月以内に担当機関に自らの意図を表明することによって、州市民権の取得が認められる』と定めていた。このような場合、インディアン個人が、一方では部族構成員と撤退、他方では、土地と合衆国市民権の間で選択をしなければならなかった」（*Id.* at 292-293）。

「部族全体に対して合衆国市民権を付与することは、一般に、部族組織、部族政府の解体を意味していた。合衆国は、ウィスコンシンのストックブリッジ族と、1843年、1846年、1848年、1856年、1864年に一連の条約を締結した。この条約は、部族を解体することと、すべての構成員に合衆国市民権を認めること、すなわち、独立した組織を維持することとインディアン個人に、合衆国市民権か部族構成員かを選択することを認めることの間で逡巡していた。ワイアンドット族、オタワ族との間で締結した1855年、1862年の条約では、完全な市民権という特権と、個別の土地所有を認める対価として、部族組織を放棄することを要求した。1860年代に成立した一連の条約は、大統領と裁判所に、土地の割り当てを受け取った成人男性のインディアンが、合衆国市民権の取得を認めるほど十分に『知性を持ち、賢明な』状態になった時期を決定できる権限を授けた。1870年以前に、このようなやり方で合衆国市民権を取得したインディアンの数は不明であるが、1891年のインディアン問題委員会の報告によれば、1887年以前、3072人だけが、上記の条約や連邦議会制定法の効力によって合衆国市民権の取得が認められた」（*Id.* at 293）。

[5] 31 U.S.515 (1832).

[6] *Id.* at 556.

「チェロキー国家は、我々の領土を占有している特徴的な共同体である。それは、正確に規定された領土を有し、そこでは、ジョージア州法は効力を持たず、ジョージア州市民は入る権利を持たない。しかし、チェロキー族自身の同意がある場合、または条約と合致する場合、そして、連邦議会制定法がある場合は、別である。合衆国とこのような部族国家との全体的な通商は、我々の憲法及び法律によって、合衆国政府に委ねられている[7]」。

このように、インディアンは、「国内の依存した国家（domestic dependent nation）[8]」と位置づけられていたため、連邦議会は、インディアン部族に関する事項について、条約を締結すること、すなわち、外交事項として処理していた[9]（もっとも、「国内の依存した国家」という地位は、合衆国と対等の地位を意味しない[10]）。

---

[7] *Id.* at 561.

[8] Cherokee Nation v.Georgia, 30 U.S.1, 17 (1831).

[9] Thomas Alexander Aleinikoff, Semblances of Sovereignty 19 (2002)［以下、Aleinikoff (2002) と略記］. 後に、インディアンは、「国内の依存した国家」ではなく、合衆国とインディアンの関係は、「変則（anomalous）」（United States v.Kagama, 118 U.S.375, 381 (1886)）として位置づけられるようになった。現在でもこの立場は維持されている。例えば、Santa Clara Pueblo v.Martinez, 436 U.S.49, 71 (1978) など。

[10] United States v.Rogers, 45 U.S.567 (1846) では、合衆国に戻る意思を放棄し、チェロキー族領土に居住し、チェロキー市民としての地位を取得した白人男性である Rogers が、同様の経緯でチェロキー族に加入した白人男性をチェロキー族領土内で殺害した事件が、連邦管轄権に属するかどうかが争われた。当時の連邦法では、「インディアンによる、他のインディアン自身又は財産に対する犯罪」には連邦の管轄権が及ばないと規定していた（Act of June 30, 1834, ch.161, § 25, 4 Stat.729, 733）。法廷意見は、全員一致で、被告人及び被害者のインディアンとしての地位を否定し、連邦管轄権を肯定した。

Rogers 判決の法廷意見は、「チェロキー族の主権をチェロキー国家内に限定する連邦政府の権限を確立した。チェロキー族は、部族構成員としての利益を Rogers に与えることを目的として、Rogers を、チェロキー市民として認めることができる。しかし、チェロキー市民権を取得したとしても、Rogers の合衆国市民としての地位に影響を与えるものではない」（Sidney L.Harring, *Crow*

合衆国とインディアン部族との関係を外国との関係類似のものとして扱うことにより、「インディアンについて裁判所が扱う際、外交事項権限に関する政治部門の権限行使に対する異常なまでに敬譲的な司法審査が発動されるため[11]」、部族に関する問題は、「不安定にも、連邦議会の気まぐれに依存することになった[12]」。つまり、インディアン部族を外国類似の存在と位置づけたために、外交事項に関する権限として処理される移民の事例と同じく、絶対的な連邦権限の根拠となった。

⑵しかし、1871年に制定された法律によって、インディアンを外国類似の存在として位置づけていた条約締結時代は終了する。この法律は、「合衆国領土内のどのインディアン国家、インディアン部族も、独立国家、独立部族として認められない。あるいは、彼らが合衆国と条約によって契約を締結する権限を有している国家、部族とは認められない[13]」と規定した。この法律の立法者たちは、「インディアン事項はもはや外交事項ではないという考え方[14]」を有していた。これにより、「条約締結権限の時代は終焉を迎える。インディアンが外国の国民ではなく、統治客体としてみなされると同時に、インディアン法は、国内法事項へと近づいた[15]」。

ただし、インディアン部族と合衆国との関係の転換は、連邦議会が有する絶対的権限を切り下げることにはならず、別な連邦権限の根拠を提供することになった。合衆国最高裁判所は、United States v.Kagama[16]において、インディアン部族を「国家の保護下にある者[17]」「合衆国に依存した共同体[18]」と位置づけ、「かつては力強かったが、現在は、弱く、

Dog's Case 61 (1994))。

[11] Nell Jessup Newton, *Federal Power over Indians: its Sources, Scope, and Limittations,* 132 University of Pennsylvania Law Review 195, 205 (1984).

[12] *Id.*

[13] Act of March 3, 1871, ch.120, 16 Stat.544, 566.

[14] Newton, *supra* at 206.

[15] *Id.*

[16] 118 U.S.375 (1886).

[17] *Id.* at 383

[18] *Id.* at 384

人数の点において減少した人種の生き残りに対する政府権限は、彼らの保護にとって必要である[19]」と判示した。つまり、この判決は、インディアン部族を保護する必要性から、インディアン部族に対する連邦政府の絶対的権限を導き出した。Kagama 判決によって、連邦議会は、絶対的権限の法理の下、部族主権を制限し、連邦議会による立法活動を行う余地を認められた[20]。

上述の流れの中で、外国人と同様に、インディアン部族に対しても連邦議会が絶対的権限を有することを決定付けたのが、Lone Wolf v. Hitchcock[21]である。Lone Wolf 判決は、カイオワ族、コマンチ族、アパッチ族の連合部族が有する土地を割譲する際、成人男性インディアンの3/4の同意を得なければならないと定めた条約を根拠に、詐欺行為によって同意が形成されたこと、規定数に満たない同意であることなどを理由として、連邦議会がインディアン部族から土地を取得したことが財産権の剥奪（第５修正）に該当すると主張した事例である。法廷意見は、次のように判示した。

> 「連邦議会は、インディアンの財産に対する至高の権限を保有する。それは、インディアンの利益に対する保護者として、その権限が行使されるという理由による。そして、その権限は、インディアンと締結した条約上の厳密な文言に反するとしても、黙示的に推定される[22]」。
>
> 「諸インディアンの部族関係に対する絶対的権限は、当初より、連邦議会によって行使されてきた。この権限は、常に政治的な権限と推定され、政府の司法部門によるコントロールに服さないものと扱われてきた。1871年まで、インディアン部族に対する政策は、条約という手段によって実現されてきた。もちろん、道徳的義務は連邦議会に課せられ、自身のために締結した条項は、誠実に実施しな

[19] *Id.*
[20] Harring, *supra* at 144.
[21] 187 U.S.553 (1903).
[22] *Id.* at 565.

ければならない[23]」。

しかし、法廷意見によれば、「外国と締結した条約と同様に、…立法府は、インディアンと締結した条約と矛盾する法律を制定することも可能である[24]」。法廷意見は、この判示を導く過程において、Chinese Exclusion Case を引用する[25]。引用した箇所は、連邦議会が、中国と締結した条約に反する内容の法律を制定したとしても、最新の主権の行使として正当化されると判示した内容である。ここに、インディアン部族に対しても、外国人と同様に、絶対的権限の法理が適用されていることを看取することができる[26]。法廷意見は、連邦議会が有する絶対的権限を全面に振りかざし、上訴の内容について検討する必要がないと結論を下している。

１．２．島嶼事例への拡張―編入理論の成立

⑴絶対的権限の法理は、構成員ルールの問題を提起する島嶼事例（Insular Cases）にも拡張される。島嶼事例とは、合衆国がフィリピンやプエルトリコなどの海外植民地を取得したために生じた、構成員資格の問題に関する一連の判例である。

第４章における Sutherland 裁判官の思考様式を紹介した箇所にて指

---

[23] *Id.* at 566.

[24] *Id.*

[25] Chinese Exclusion Case, 130 U.S.581, 600 (1889).

[26] また、Kagama 判決では、インディアンに対する支配権は「合衆国政府に存在している。なぜならば、支配権はどこにでも存在するものではなく、その権限が行使される範囲は合衆国の地理的境界内部であり、その権限は今まで否定されたことはなく、その権限だけがすべての部族に対して法律を適用することができるからである」（*Kagama*, 118 U.S.at 384-385）と判示している。合衆国政府が条約違反行為をすることを正当化した Lone Wolf 判決の存在ともあわせて考えると、合衆国最高裁判所は、インディアンに対して、「力こそ法」という発想に依拠しているのではないか。Natsu Taylor Saito, *Asserting Plenary Power Over the "Other":Indians, Immigrants, Colonial Subjects, and Why U.S.Jurisprudence Needs To Incorporate International Law*, 20 Yale Law and Policy Review 427, 441 (2002).

摘したように、判例は、割譲、征服、発見、占有などによって取得した新領土を統治する権限は、「国家性」に由来する主権的権限と理解している[27]。また、合衆国憲法第４編第３節２項では、「連邦議会は、合衆国に属する領地その他の財産を処分し、これに関し必要ないっさいの準則と規則を制定する権限を有する」と定めている。合衆国が取得した新領土は、州ではないが「合衆国に属する領地（territory）」として位置付けられる。

島嶼事例は、連邦議会が島嶼領土に対して行使する主権的権限が、合衆国憲法上、どのような制約に服するのかという問題意識が出発点となっている。島嶼事例の場合、合衆国本土において展開された領土拡大の過程（東方から西方へ、合衆国市民が開拓して居住することによる領土拡大）とは異なり、通常の合衆国市民とは異なる人々を取り込むことになる。

Juan R.Torruella によれば、米西戦争によって新たに海外領土を取得した当時、学説は、「新領土の住民は、合衆国市民となる、あるいは、最終的に州昇格への道を辿るには不適切である[28]」という見解―そして、この見解は、「広く人種を理由として提起され、フィリピン嫌悪（フィリピンでは合衆国による支配に対して内乱があり、鎮圧するために犠牲者を出していた―引用者注）を理由として、支持を集めていた[29]」―と、「古い伝統と実践にこだわり、合衆国憲法は自動的にすべての領土―合衆国がその地域に対する主権を取得し、最終的に州昇格へと繋げる―に適用される[30]」べきという見解に分かれていた。

---

[27] Jones v.United States, 137 U.S.202 (1890). また、連邦統治領に関する統治権限の由来とその変遷については、Sarah H.Cleveland, *Powers Inherent in Sovereignty:Indians, Aliens, Territories, and the Nineteenth Century Origins of Plenary Power over Foreign Affairs*, 81 Texas Law Review 1, 181-207 (2002) を参照。

[28] Juan R.Torruella, *The Insular Cases:The Establishment of a Regime of Political Apartheid*, 29 University of Pennsylvania Journal of International Law 283, 300 (2007).

[29] *Id.*

[30] *Id.*

⑵では、裁判所はどのような態度を取ったのか。

この問題に関して、初期の重要な判例は、Downes v.Bidwell[31]である。これは、ニューヨークからプエルトリコへと持ち込まれた商品に対して関税を課すこと[32]が可能かどうかが争われた事案である。合衆国の一部であるプエルトリコに合衆国から持ち込まれた商品に対して関税を課すことが、合衆国憲法第１編第８節１項及び同第９節６項に違反するのかどうかが本件における実質的な争点であった[33]。

合衆国最高裁判所は、プエルトリコは合衆国に従属している領土ではあるが、関税が「合衆国を通じ均一でなければならない」と定める合衆国憲法第１編第８節１項が定める「合衆国」には属していないと判示した。その結果、連邦議会は、合衆国憲法による制約には服さないことになる。結果として、連邦議会の政策を承認した。

Downess 判決は、プエルトリコに対して、当該合衆国憲法上の制約は及ばないという結論が多数を占めたが、法理論の構成について、Brown 裁判官と White 裁判官の見解が対立した結果、裁判所内部の判断が錯綜し、多数意見を形成できなかった。

Brown 裁判官は、「当面の間は、アングロサクソン原理に従った統治と正義の実現は不可能[34]」として、「宗教、慣習、法律、課税方法、思考様式が我々とは異なる異人種[35]」に対して、合衆国憲法の適用を原則として否定する見解に立脚する。ただし、合衆国憲法の適用を一切否定するわけではない。Brown 裁判官は、「自然権（natural rights）」（信仰の自由、表現の自由など）と「人為的、救済的権利（artificial or remedial rights）」（合衆国市民権を取得する権利、公職就任権など）を区別し、前者については保障が認められるが、後者は、アングロサクソンの法理特有の権利であって、島嶼住民には保障する必要がない、という見解に

---

[31] 182 U.S.244 (1901).

[32] Act of April 12, 1900, ch.191, 31 Stat.77.

[33] *Downes*, 182 U.S.at 249.

[34] *Id.* at 287.

[35] *Id.*

立脚していた[36]。Brown 裁判官の思考では、Downess 判決で争われた関税統一条項は、自然権ではない[37]。

このような見解に対し、White 裁判官は、「編入理論（incorporate theory）」と呼ばれる理論を提唱した。White 裁判官の見解は、Downess 判決の３年後に下された Dorr v.United States[38]の法廷意見の原型となる。以後、島嶼事例については、編入理論が実質的な判断基準となった。以下では、Dorr 判決について検討する。

⑶ Dorr 判決は、陪審による審理がフィリピン諸島における司法手続に必ず付帯するのかどうかについて争われた事例である。

法廷意見は、連邦統治領に対して連邦議会は無制約の権限を有しているという前提の下、条約や制定法によって合衆国へ「編入された（incorporated）」領土については、合衆国憲法が完全に適用されるというルールを提唱した[39]。連邦議会が立法する際に、「連邦統治領政府に関連する事例について適用される制約は、特定領土と合衆国との関係次第で定まる[40]」。ただし、未編入領土であっても、完全に合衆国憲法の適用が排除されるわけではない。「連邦統治領について立法する際、連邦議会は、合衆国憲法及び修正において規定されている個人の権利を保護するように、基本的な制約に服する[41]」。

Dorr 判決は領土の編入を上記のように捉えた上で、フィリピンを合衆国へ割譲することを定めたスペインとの条約に言及し、この条約について、「憲法上可能な限りにおいて、新たに取得したこの領土を処理する自由裁量（free hand）を連邦議会のために用意しておくという条約制定者たちの意図は明らかである[42]」と判示し、フィリピンが合衆国に「編入」されていないことを明らかにした[43]。この判断は、フィリピンに

---

[36] *Id.* at 282-283.

[37] Owen M.Fiss, *Troubled Beginnings of the Modern State, 1888-1910* at 240 (1993).

[38] 195 U.S.138 (1904).

[39] *Id.* at 142-143.

[40] *Id.* at 142.

[41] *Id.* at 146.

[42] *Id.* at 143.

[43] 更に、これは、連邦議会による立法の結果ではなく、条約締結権限の帰結

おいて市民政府を設立することを定めた法律[44]によっても裏付けられている[45]。

また、法廷意見によれば、「陪審による審理を受ける権利が基本的な権利ならば[46]」「その帰結が正義の正しい適用ではなく、不正義を行い、妨害を誘発するものであるかもしれないが、陪審審理制度は、絶対に、直ちに確立されなければならない[47]」。「もし合衆国が、…野蛮な人々が居住している土地―そして、合衆国は、その土地を支配する、あるいは、州昇格への最終的な許可を下さないかもしれない―を取得した場合、そして、この判断が有効であるならば、そこでは陪審審理制度を設けなければならなかったであろう。このような提案を述べることは、陪審審理制度の実施が不可能なことを証明している[48]」。

つまり、「連邦議会は、『未編入の』連邦統治領において適用されるルールを決定することができるだけではなく、編入するかどうかの判断それ自身も、連邦議会の意思と立法に委ねられている[49]」。「領土（Territory）は、合衆国の管轄に服するが、合衆国（United States）ではない[50]」。平等保護を定めた第14修正の適用も、連邦議会の判断に依存することになる。

法廷意見は、連邦議会が、合衆国憲法による「基本的な制約」にのみ服することを認め、島嶼住民を、従属的地位、すなわち市民的権利が剥奪された地位に置き続けることを承認した。

⑷ Downess 判決から Dorr 判決までの流れの中で、編入理論が支持された理由について、いくつかの説明の仕方（例えば、裁判官の交代な

である。「編入」するかどうかは、立法行為だけではなく、条約締結によっても判断されることがあり得る。

44 Act of July 1, 1902, ch.1369, 32 Stat.691.

45 *Dorr*, 195 U.S.at 143-144.

46 *Id*. at 148.

47 *Id*.

48 *Id*.

49 Aleinikoff (2002), *supra* at 22.

50 Aleinikoff (2002), *supra* at 23 (citing *Downess*, 182 U.S.244, 278 (1901)).

と[51]）が提示されているが、Dorr 判決の法廷意見が、1901年に生じた島嶼事例に関する諸判例（Downess 判決を含む）を、White 裁判官の法廷意見を支持したものと読み替えた点[52]が大きいかもしれない。事実、Dorr 判決では、Downess 判決の中で対立した Brown 裁判官も法廷意見に同調している。ただし、Rassmussen v.United States[53]では、Brown 裁判官は、Downess 判決に示された編入理論は法廷意見ではなく、編入理論は判例として形成されていないという趣旨の同意意見を執筆している[54]。

この時期の判例のブレを明快に説明することは困難だが、いずれにせよ、Dorr 判決は、法廷意見として、編入理論を展開している。これにより、編入理論が判例として形成された。

なお、編入理論は、Dorr 判決の翌年、州昇格以前のアラスカにおいて第６修正が適用されるかどうかが争われた Rassmussen 判決の法廷意見の中で、明確に採用されている。Rassmussen 判決では、国内収入税、慣習、通商、海運などに関する合衆国の法律をアラスカに拡張しようとする連邦議会の判断があったことを挙げ[55]、アラスカが合衆国に編入している、と結論を下した。

１．３．小括―「野蛮な人々」の排除

---

[51] Torruella は、Gray 裁判官から Holmes 裁判官へ、Shiras 裁判官から Day 裁判官へ交代したことを編入理論へ移行した要因と指摘しているが（Torruella, supra at 312）、筆者にはそれほど説得力がある指摘だと思えない。なぜならば、Gray 裁判官、Shiras 裁判官も、編入理論を否定していないからである。編入理論が確立した実質的な理由について、いくつかの文献を調査してみたが、説得力のある理由を提示したものは見いだせなかった。この点については、筆者の調査能力の不足を告白して、宥恕をお願いしたい。

[52] Efren Rivera Ramos, *The Legal Construction of American Colonialism: The Insular Cases (1901-1922)*, 65 Revista Juridca Universidad de Puerto Rico 225, 257 (1996).

[53] 197 U.S.516 (1905).

[54] *Id.* at 532.

[55] *Id.* at 523.

以上の検討を簡潔にまとめると次のようになる。移民規制には、「自己」の範囲を決定し、「自己」を保存する役割がある。しかし、自己定義、自己保存原理は、移民規制についてのみ発動されるわけではなく、インディアンや島嶼事例のように、合衆国市民の自己理解にとって異質な存在に対しても発動される。

インディアン部族に関する事例、島嶼事例において検討したように、合衆国は領土を支配する「絶対的権限」を有している。この論理は、「野蛮な人々[56]」に対して完全な構成員であることを否定する理屈にも転化しうる。ここに、移民規制と同じく、構成員ルールが存在していることを看取できる。そして、構成員ルールは、「野蛮な人々」を排除することによるアングロサクソン主義の優位に支えられていた。この点については、次に検討する。

2．アメリカ社会におけるアングロサクソン主義

以下では、19世紀後半のアメリカ社会における自己理解について検討する。その前に、当時のアメリカ社会の状況を簡潔に説明しておく。

⑴19世紀後半のアメリカ社会の様子を一言で述べるならば、地方主義的で、「核」、「国家」が欠如した建国初期の状態から、一つのアメリカへと移行しつつある状態であった。

19世紀前半のアメリカは、「権力や社会的結合を表わす外面的な装いがあまりに貧弱であったため、アメリカは目に見える手段を用いて国家的忠誠心を教え込むことができなかった[57]」。「国旗や議事堂はあったが、ヨーロッパ的な意味での首都は存在しなかった。議事堂でさえ、南北戦争中になお大改築中であった。国旗はまだ完全には確定していなかった。アメリカでただひとつ大いに人目をひくことになる記念碑ワシントン・モニュメントが完成するのは、やっと1885年になってからのことであ

[56] *Dorr*, 195 U.S.at 148.

[57] ジョン・ハイアム（著）/ 大山綱夫（訳）「アメリカの統合―19・20世紀の同化過程―」鈴木重吉＝小川晃一（編）『ハイフン付きアメリカニズム』（木鐸社・1981年）79頁。

る[58]」。「アメリカ人は共和制イデオロギーを信奉し、これによってアメリカ人は、…統一的国家や、人目につく記念碑や、きめ細かく織り成された社会機構なしでもやって行けたし、なぜそうしたものが要らないかも知ったのであった[59]」。

(2)しかし、19世紀後半から、「アメリカ社会における国家統合が急速な進展を遂げていた。南北戦争後に連邦政府の権限は劇的に増大し、政治制度や法制度の中央集権化が進むとともに、経済においても『北部』、『南部』、『西部』の各地域が有機的に結合するようになり、ひとつの国内市場を形成しつつあった。また、コミュニケーションと交通の技術が発達することで、物資や人々の移動および情報伝達の範囲は拡大し、日常生活を営む『世界』は、かれらが住んでいる地方の町や村を超えて国家の領域全般を覆うようになる。こうした社会変化を背景に、公教育制度、国家的儀式、シンボルを通じての具体的な『国民化』のプロセスがはじまったのが、この時期であり、政府のみならず、一般社会のなかからも、中流層以上の『エリート』たちを中心にして、『国家』や『愛国』を強く意識した様々な運動[60]」が生じた。その中には、1890年に誕生し、現在もなお有力な愛国者組織である「アメリカ革命の娘たち（Daughters of the American Revolution）」や、「北軍陸海軍軍人会（Grand Army of the Republic）」[61]がある。ほかに、19世紀末のアメリカ愛国主義の高

---

58 同。

59 同。

60 中條献「「アメリカ革命の娘たち」―国民化のプロセスにおける「時間」と「空間」」樋口映美＝中條献(編)『歴史のなかの「アメリカ」―国民化をめぐる語りと創造』（彩流社・2006年）79頁。

「アメリカ革命の娘たち」は、初代大統領 George Washington の母の墓の保存や、独立戦争におけるレキシントンの戦いに従軍した地元兵士が出生直前に結集したという家に記念銘板を設置する活動など、様々な史跡整備運動を行っていた（同・86-89頁）。「アメリカ革命の娘たち」にとって、史跡整備は、組織規約にも掲げられている重要な活動であった(「愛国主義の高揚(19世紀末)」歴史学研究会(編)『世界史史料7 南北アメリカ 先住民の世界から19世紀まで』330-331頁［中條献執筆］)。

61 退役軍人であり、北軍陸海軍軍人会のスポークスマンであった George T.Balch は、「女性救済団体（Woman's Relief Corp）」の Margaret Pascal と

揚を示すものとして、アメリカ大陸発見400周年記念行事を祝うイベントを指摘できる[62]。

もっとも、このような歴史の公定作業は、「北部や南部の文化上のリーダー、とりわけ実業家、知識人、知的専門職業の人々[63]」が中心になって行ったものであり、「労働者、農民、移民といった普通の人々[64]」は排除されていた[65]。

協力し、1890年に出版した自らの著書『公立学校における愛国心の教え方（Methods for Teaching Patriotism in the Public Schools)』において、国旗敬礼儀式を開発し、愛国心を慣用するために、幼少時のうちに国旗に敬礼する習慣を身に付けることを説いた（Cecilia Elizabeth O'Leary, *To Die For:the paradox of American patoriotism* 152-153 (1999).)。

Balch の提案には確実な反応があったと言われている。例えば、「1893年までには、ニューヨーク州教師のうち、児童援助会の21校出身の者は、毎朝、国旗への敬礼を行うために、16国籍にも及ぶ、6000人以上の児童を組織した」（*Id.* at 154)。

[62] バプティスト派の牧師を辞め、当時発行部数を拡大し続け、「合衆国において最も広く読まれていた週刊誌の一つ」（*Id.* at 156）の「若者の友（Youth's Companion)」のスタッフに加入した Francis Bellamy は、1892年に、公立学校において Columbus のアメリカ大陸発見400周年を祝う儀式を実施するように呼びかける運動を展開した（*Id.* at 157-158.)。これには、地方紙にニュースを提供するアメリカ報道協会（American Press Association）も協力し、主要紙を遥かに凌駕した運動にまで発展した（*Id.* at 164.)。

Bellamy は、1892年の春に、Benjamin Harrison 大統領に面会し、Columbus のアメリカ発見の日を国民の祝日とするように求めた。ロビイング活動と、当時の高揚した運動を背景に、連邦議会は、1892年６月29日に、超党派で合同決議を行った。合同決議は、「学校その他集会において、適当な行事によって」「アメリカ発見400周年」の行事を行うことを推奨する宣言を行うことができると明言した（Join Resolution of June 29, 1892, No.18, 27 Stat.397.)。

[63] ジョン・ボドナー(著)／野村達朗＝藤本博＝木村英憲＝和田光弘＝久田由佳子(訳)『鎮魂と祝祭のアメリカ―歴史の記憶と愛国主義』(青木書店・1997年)51頁。

[64] 同・50頁。

[65] 文化上のリーダーたちは、「彼らの信奉する物質的進歩といった理想」を各行事の中で讃えていた。「1892年には、コロンブス上陸400周年が祝われたが、実業家や市民のリーダーたちはシカゴやニューヨークで盛大なパレードを組織し、陸軍の大規模な部隊とともに、様々な友愛組合や民族集団のグループごと

では、このような時代状況の中で、19世紀のアメリカ社会は、植民地住民、移民、インディアンに対して、どのような反応を示したのか。以下では、この点について論述する。

2．1．植民地の拡大― McKinley 大統領の言説

絶対的権限の法理が抱える構成員ルール、あるいは「自己」の範囲の問題は、当時、合衆国において支配的であったアングロサクソン主義が

に市民たちが整然と行進をして、市民的秩序の観念を強固なものとした。もっとも、…シカゴでのイタリア系のパレードを先導したのは何台もの馬車に乗り込んだイタリア系の実業者たちであって、下層の移民労働者たちではなかった」（同・51頁）。

フィラデルフィアで開かれた博覧会では、1876年の建国100周年行事にあわせ、「愛国的な儀礼や歴史をテーマとした題材が目白押し」であったが、「台頭する産業エリートたちのここでの関心事は『進歩』であって、愛国主義ではなかった」（同・52頁）。「最も注目されたのは機械館で、その中心にはコーリス蒸気機関が置かれ、誰もが一目見ようと押しかけた。多くの者が、この蒸気機関こそ『建国100周年に最もふさわしいシンボル』であり、アメリカの技術的進歩を端的に示していると考えたのである。この行事において公的記憶の意味するところは、過去はより洗練された物質文明へいたる序曲にすぎないということで、平等な権利の実現へと向かう歴史の流れを想定する労働者階級の解釈などは、まったく認められなかったのである。ここで市民の忠誠と尊敬に値したのはアメリカの物質的進歩であり、さらにそれを担うとされた実業界のリーダーたちだったといえよう」（同・52頁）。

これに対し、「普通の人々」は、「家族や地域コミュニティをつくりあげた歴史上の人物」として捉えられている「開拓者のイメージ」を「最も強力な歴史的シンボル」として支持した。「開拓者は実際には、物質的成長へと向かう急激な流れを促進しないまでも、少なくとも社会の変化を生み出したわけだが、伝統的な価値観の保持に果たした役割だけが強く意識された。たしかに開拓者は愛国者でもありえたが、町やエスニック・コミュニティといった個別民衆的な構成体に対して、むしろ強い忠誠を表明していた」。このように考えるならば、開拓者という「シンボルが最も強い影響力をもっていた地域が、中西部や大平原の小さな町々や移民の入植地のような、実業家や専門職のエリートの影響力が最も弱い地域であったこともごく自然に首肯できる」（同・57頁）。

反映されている[66]。19世紀初頭、初期啓蒙主義に取って代わったアングロサクソン主義は、「劣った人種を征服し、究極的には同化させる、あるいは乗っ取る[67]」ことを目指して拡大を続けていた。

1867年にはヴァージン諸島購入、アラスカ購入、ミッドウェー諸島占有[68]、1878年にはサモアに海軍基地を設置する権利を取得[69]、1898年にはハワイ併合[70]が実現する[71]。さらに、ハワイ併合と同年の1898年には、米

---

[66] Alienikoff (2002), *supra* at 24. メアリー・ベス・ノートン（著）/ 本田創造（監修）『アメリカ社会と第一次世界大戦』（三省堂・1996年）156頁。

[67] Aleinikoff (2002), *supra* at 24.

[68] ノートン・前掲164-166頁。

[69] 同・168頁。

[70] 同・172頁。Joint Resolution of July 7, 1898, No.55, 30 Stat.750.

[71] 19世紀末の合衆国が、国際的孤立から海外膨張主義へと転化した背景には、Alfred R.Mahan の影響がある。Mahan は、次のように説く。

「制海権―とりわけ、国益や自国の貿易の損する大海路に対する支配権―は、諸国の国力や繁栄の物質的諸要因のうちでも最たるものだ…。海洋こそ世界の運輸交通の一大媒介であるからである。このことから必然的に導き出される原理は、次のことである。すなわち、制海権に付帯するものとして、制海権の確立に資するような海上根拠地を正当な手段で獲得しうる好機がくれば、それを獲得することが絶対必要だ、ということである。いったんこの原則を採択する以上、われわれは中米地峡に接近するための戦略的拠点―それは多数存在する―を獲得することになんら躊躇する必要はなく、しかも地峡をめぐる利害関係からみて、これらの拠点はわが国〔による併合〕を必要としているのである。…しかしながら、軍事的観点…からみて、一つ警戒すべきことがある。陸上もしくは海上にある軍事的要地や要塞が、いかに地の利を占めて強固であろうとも、それだけでは制海権を確立することはできない。…十分強力な防備と艦隊力の維持に必要とされる他の諸条件を一国も忘れてはならないのである」（麻田貞雄（訳）『アルフレッド・T・マハン』（研究社・1977年）100頁）。

このような Mahan の見解には、共和党の Theodore Roosevelt ― McKinley 大統領の下、副大統領となり、McKinley 暗殺後に大統領に昇格―のほかに、Henry Cabot Lodge 上院議員などが共鳴した。Lodge は、海軍の拡張、西インド諸島における海軍基地の取得などを主張していた（Efren Rivera Ramos, *The Legal Construction of American Colonialism: The Insular Cases (1901-1922),* 65 Revista Juridca Universidad de Puerto Rico 225, 315-316 (1996)）。なお、Lodge は、後述するように、同時に移民規制も主張している。

西戦争後の講和条約締結により、スペインから、プエルトリコ、グアム、フィリピンを取得する[72]。このような合衆国の領地拡大によって、合衆国は、その地域に元から居住している―すなわち、合衆国本土の主要構成員とは異質な―先住民族を取り込むことになった（なお、取り込まれた各地域の住民の構成員としての地位の変遷については脚注を参照[73]）。

上記の記述については、本橋正「ハワイ併合（1898年）・スペインとの講和条約（1898年）、及びマハン「海の支配力の歴史に及ぼす影響」（1890年）」アメリカ学会(編)『原典アメリカ史 第５巻』（岩波書店・1957年）125頁、谷光太郎『米国アジア政策の源流とその創設者―セオドア・ルーズベルトとアルフレッド・マハン―』（山口大学経済学会・1998年）を参照。

さらに言えば、Mahan もまた、「四億の中国人といった巨大な大群」（麻田貞雄(編訳)『マハン海上権力論集』（講談社学術文庫・2010年）230頁）に対して脅威を抱いていた黄禍論者の一人である。Mahan は、キリスト教を軸とした西洋文明の優位を説き、西洋文明に接触した東洋文明が進化するべきだ、そして、それは合衆国が担うべき責務だ、という思考を有していた。

[72] Treaty with Spain of December 10, 1898, Art.Ⅱ,Ⅲ, 30 Stat.1754, 1755.

[73] ①1898年に、ハワイは、合衆国の正式な領土となる（Joint Resolution of July 7, 1898, No.55, 30 Stat.750）。1900年には、ハワイ領を統治するための法律（Act of April 30, 1900, ch.339, 31 Stat.141）が制定された。この法律は、第４条において、1898年８月12日の時点でハワイ州共和国市民だった者は、すべて合衆国の市民であり、ハワイ領土市民であると規定した（*Id.*§4）。同条は、更に、「1898年８月12日以降ハワイ諸島に居住している合衆国居住者のうちすべての合衆国市民、以後１年間ハワイ領土に居住しているすべての合衆国市民は、ハワイ領土市民となる」と規定していた。この法律により、ハワイは合衆国領土へと編入されることになった。その後、ハワイは、1959年に州に昇格し（Act of March 18, 1959, Pub.L.No.86-3, 73 Stat.4）、第14修正の効力による出生地主義が適用されるようになった。

②アラスカは、1867年にクリミア戦争の財源を供出するために、ロシアからアメリカへと売却され、合衆国の領土となった。このときにアメリカとロシアの間で締結された条約（Treaty with Russia of March 30, 1867, Art.Ⅲ, 15 Stat.539, 542）により、「文明化されていない先住民部族」を除いて、アラスカに継続して居住することを望む住民は合衆国市民となった。その後、1924年に制定された法律により、合衆国の領土内で出生した非合衆国市民であるアラスカ先住民族も合衆国市民権を取得するようになった（Act of June 2, 1924, ch.233, 43 Stat.253）。1959年には、アラスカは、第48番目の州として、州に昇

19世紀後半には、アングロサクソン主義は、外交政策の次元でも、国

格している（Act of July 7, 1958, Pub.L.No.85-508, 72 Stat.339）。
③合衆国は、パナマの独立を導くとともに、単に運河建設権だけではなく、運河地帯周辺を主権者のように所有・支配する権利を取得した（Act of April 28, 1904, ch.1758, 33 Stat.429）。その後、1937年に成立した法律では、「1904年２月26日以後パナマ運河地帯で出生し、かつ本法の施行日に関わらず、その者の父もしくは母またはその双方が、その者の出生時において合衆国市民であった、または合衆国市民である者は、すべて、合衆国市民であると宣言される」と規定していた（Act of August 4, 1937, ch.563, 50 Stat.558）。この規定がそのまま引き継がれた（Immigration and Nationality Act, ch.477, § 303, 66 Stat.163, 236 (1952). INA § 303 (a), 8 U.S.C. § 1403）。

同（b）では、「1904年２月26日以後パナマ共和国で出生し、かつ本法の施行日の前後にかかわらず、その者の父もしくは母またはその双方が、その者の出生時に、合衆国、パナマ鉄道会社、またはその名義を承継しているものに雇用された合衆国市民であった、または合衆国市民である者は、合衆国の市民であると宣言される」と規定していた。

その後、連邦議会は、1979年に締結された条約に基づき、運河地区に対する主権をパナマへと返還することを決定した（Panama Canal Act of 1979, Pub. L.No.96-70, 93 Stat. 452 (1979)）。パナマへの返還は、以前の法律によって取得した合衆国市民権には影響が無かったが、運河地区は既に合衆国の領土ではなくなったため、パナマ運河地区で合衆国市民の親の下で生まれた子どもたちの合衆国市民権取得は、合衆国外で生まれた子どもたちに適用される通常の法律によって規定されることになった。
④合衆国は、ヴァージン諸島を、1917年にデンマークから購入した（Treaty with Denmark of August 4, 1916, 39 Stat.1706）。この条約では、条約交換から１年以内に裁判所内でデンマーク国籍を保持することを宣言しない限り、ヴァージン諸島に居住していたデンマーク国民は、デンマーク国籍を喪失し、合衆国市民権を取得すると定めていた（*Id.* Art.6, at 1712.）。1952年制定の移民国籍法では、1917年１月17日以後、ヴァージン諸島で出生し、かつ合衆国の管轄権に服するすべての者に対して合衆国市民権が認められるようになった。また、1927年２月25日の時点でデンマーク市民であった者のうち、市民権留保の宣言をしなかった者、あるいは、市民権留保宣言を破棄した者、または将来破棄する者に対しては、合衆国市民権が認められるようになった（Immigration and Nationality Act, ch.477, § 306, 66 Stat.163, 237 (1952). INA § 306, 8 U.S.C.A. § 1406）。
⑤グアムは、米西戦争によって、スペインから取得した合衆国領土である。

内政策の次元でも影響力を持つようになった。合衆国の拡大主義は、経済的、軍事的優位だけではなく、人種的イデオロギーや文化的イデオロギーの観点からも支持されていた。「多くの人々にとって、アメリカ人―20世紀の変わり目には、第一義的にはアングロサクソン人だと理解されていた―は、目的論的なプロセスの使者であった。アメリカの帝国主義は世界にとってよいものであった。なぜならば、それは、自由と民主的な制度の必然的な拡大を含んでいたからである[74]」。

例えば、米西戦争後、スペインと講和によってフィリピンを植民地として取得した際、McKinley 大統領は、次のように述べた。

「(1) 我々は、フィリピンをスペインへ返還することはない。―スペインは、卑劣で無節操である。(2) 我々は、フィリピンをフランスやドイツ―太平洋における我々の商業的ライバル国―へと引き渡すことはな

1952年移民国籍法は、1899年４月11日以後グアム島で出生し、合衆国の管轄権に服する者、1899年４月11日の時点でグアム島の住民でスペイン臣民であった者のうち、合衆国に引き続き居住し、外国籍を留保もしくは取得するための確認的措置をとらなかった者、グアム島で出生し、1899年４月11日の時点で、すべてのグアム島の住民で、それ以後も合衆国領土に引き続き居住し、外国籍を留保または取得するための確認的措置をとらなかった者に対して、合衆国市民権が認められると定めている（Immigration and Nationality Act, ch.477, § 307, 66 Stat.163, 237 (1952). INA § 307, 8 U.S.C.A. § 1407）。

⑥アメリカン・サモア及びスウェインズ島は、外縁属領（outlying possessions）と位置づけられている（Immigration and Nationality Act, ch.477, § 101 (a) (29), 66 Stat.163, 170 (1952). INA § 103 (a) (29), 8 U.S.C.A. § 1101.）。そこで出生した者は合衆国市民ではないが、国民（nationals）と位置づけられる（*Id.* § 308, 66 Stat.163, 238.8 U.S.C.A. § 1408.）。

⑦フィリピンは、米西戦争の結果、合衆国が取得した領土である。フィリピンも、アメリカン・サモア及びスウェインズ島と同様、「合衆国市民ではない国民（non-citizen nationals）」と位置づけられていたが、その後、フィリピンは独立を達成している（Act of March 24, 1934, ch.84, 48 Stat.456, Proclamation No.2696, July 4, 1946, 60 Stat.1353, Treaty between the United States of America and the Philippines and protocol respecting general relations, July 4, 1946, 61 Stat.1174）。

[74] Aleinikoff (2002), *supra* at 25.

い。その国は、不公正な取引を展開し、信用が傷ついている。(3) 我々がフィリピンをフィリピン諸島住民自身―自己統治をする能力が欠如している―に委ねることはない。フィリピン諸島住民自身の自己統治に委ねた場合、フィリピンは、直ちに無政府主義に陥り、スペイン統治期よりもひどい悪政を敷くだろう。(4)我々は、彼らからすべてを取り上げ、フィリピン人を教育し、彼らを向上させ、文明化し、キリスト化するしかない。そして、神の恩恵により、同胞―キリストは彼らのために死んだ―として、われわれができる限りの最善を尽くすしかない[75]」。

McKinley 大統領によれば、「ひどい悪政」を敷かないために、「我々」のように、「フィリピン人を教育し」、「文明化」「キリスト化」する必要がある。このような言説の中に、アングロサクソン主義を看取することができるだろう。Mckinley 大統領の思考は、プロテスタントの牧師が、アジア（とりわけ中国人）を、改宗可能性を有している者と判断し、拡大主義の一翼を担っていたこと[76]、「多くのアメリカ人が帝国主義的な興奮に対する自らの免疫を喪失し[77]」、市場の獲得という経済的な理由から拡大主義的傾向を有するようになったことに対応している。

２．２．移民の流入と拒否反応

(1)第２章、第３章で述べたように、19世紀後半の合衆国では、まずは、資本家に従順な賃金奴隷であって、キリスト教徒ではない中国人[78]、次いで、「西ヨーロッパの基準に従えば」「社会的に後進的であり、その外貌は異様であ[79]」る南欧、東欧系移民（主にイタリア系移民）に対する

---

[75] Nell Irvin Painter, *Standing at Armageddon The United States, 1877-1919* at 147 (1987).

[76] *Id.*

[77] *Id.* at 148.

[78] 当時のアメリカにおける中国人に対する偏見を明らかにした論考として、貴堂嘉之「未完の革命と「アメリカ人」の境界―南北戦争の戦後50年論―」川島正樹(編)『アメリカニズムと「人種」』（名古屋大学出版会・2005年）113頁を参照。また、この問題については、第３章の帰化と人種要件の項目も参照。

[79] ジョン・ハイアム(著)/ 斎藤眞 = 阿部齊 = 古矢旬(訳)『自由の女神のもとへ

露骨な嫌悪感から、移民規制運動が生じていた。

アングロサクソン主義の強調は、大量の移民を迎えた状況に対する危機を反映している。「危機に陥っているのは、政治的統一体としてアメリカ国家だけではない。次々と到着する外国人集団も、アングロサクソン人による政治体として考えられていたアメリカという国民国家を威圧している[80]」。

例えば、国内伝道協会の宣教師であったJosiah Strongは、1885年に出版した著書『われらの国』において、大量のヨーロッパ移民が流入してきた都市は「圧倒的に外国系に占められているので、ローマカトリック教はそこに主要な拠点を見出している[81]」と指摘している。Strongは、都市における「腐敗を防ぐ健全分子[82]」として、教会を位置づけていた。しかし、現在は、教会の道徳的影響力が低下している。それに伴い、市政も最悪の状況を迎えている。Strongは、「『アメリカ合衆国を、とりわけ西部を脅かす危険』として、カトリシズム、モルモン教、飲酒、社会主義、富、移民、都市の七つを挙げ、都市には、モルモン教を除く他のすべての『危険』が集中しているがゆえに、都市こそは最後の、最大の『危険』である[83]」と、時代診断を下した。Strongは、アメリカが抱えている問題は、「アングロサクソン化」によって解決すべきと説く[84]。Strongによれば、「人類にとって偉大な理念、すなわち、純粋で霊的なキリスト教と市民的自由という二つの理念」の「体現者であり、恩恵の保管者たるアングロサクソン系の人々は、世界の将来の行く末に特別の関係を持ち続け、神のように、人類の万人としての役目を特別に担わさ

移民とエスニシティ』（平凡社・1994年）61頁。

[80] Aleinikoff (2002), *supra* at 26.

[81] 大井浩二「ジョサイア・ストロングの危機意識―『われらの国』」佐々木隆＝大石浩二（編）『史料で読むアメリカ３ 都市産業社会の到来 1860年代―1910年代』（東京大学出版会・2006年）83頁。

[82] 同・86-87頁。

[83] 同・80頁。

[84] 同・79-80頁。

れている[85]」[86]。

⑵19世紀後半のアメリカにおいて、上述したように、史跡整備事業を主目的とした団体の設立、独立戦争やアメリカ大陸発見400周年記念を祝うイベントが大々的に開催されたことも、このような文脈で理解できる。

18世紀末までは、プリマス・ロック―メイフラワー号がアメリカに到着し、最初に上陸した岩と言われている―とそれにまつわるプリマス神話（政治組織を設立するメイフラワー盟約を締結したことや、インディアンを招いて収穫を祝う感謝祭を実施したこと）は、既に当時からアメリカ人民の記憶として位置づけられていたが[87]、あくまで東部の地方的な記憶にしか過ぎなかった[88]。

しかし、19世紀の中盤、亀裂を深める南北対立を乗り越えるために、アメリカ国民が一つの神に対して感謝することで、なんとか統一を維持したいという Lincoln 大統領の思惑の下、感謝祭が祝日となる[89]。そして、19世紀末には、感謝祭は国民的行事として定着した、と言われている[90]。

ここに、プリマス神話の定着を見ることができるが、当然のことながら、アメリカを構成する人々すべてがメイフラワー号の子孫ではない。

---

[85]「社会的福音主義の主張（19世紀末）」歴史学研究会（編）『南北アメリカ 先住民の世界から19世紀まで』（岩波書店・2008年）365頁［貴堂嘉之訳］。

[86] 新移民に関する合衆国の反応については、M. カーチ（著）/ 滝口奈央太郎 = 鶴見和子 = 鵜飼信成（訳）『アメリカ社会文化史 中』（法政大学出版局・1956年）365-375頁参照。

[87] 例えば、1831年にアメリカ合衆国を訪問し、当時のアメリカの状況を記した Alexis de Tocqueville は、プリマス・ロックについて、次のように述べている。

「この岩は合衆国において崇拝の対象となっている。その断片を注意深く保存したものを私は連邦のいくつかの町で見た。この事実は、人間の力と偉大さのすべてはその心のうちにあることを鮮やかに示すものではなかろうか。ここに何人かの貧しき人々の足が一瞬触れた石があり、この石が有名になる。一国の人民の注目を集め、人々はそのかけらを崇め、粉々にして遠くまで分配する」。トクヴィル（著）/ 松本礼二（訳）『アメリカのデモクラシー　第１巻（上）』（岩波書店・2005年）329-330頁。

[88] 大西直樹『ピルグリム・ファーザーズという神話』（講談社・1998年）119-121頁。

[89] 同・162頁。

[90] 同・165頁。

この時代は、メイフラワー号の子孫ではない移民、新移民など、アングロサクソン以外の移民が、アメリカを構成する人々として知覚化されつつある時代であった。

(3)アングロサクソンによるアメリカ支配を維持するために、反アメリカ的集団の大量移民は阻止されるべきであり、すでに入国した人々については、「アメリカ化」されなければならない。このような考え方は、最終的には、アメリカ的価値とは対立的な政治的信念による外国人の排除、排斥へとつながる[91]。すなわち、「アングロサクソンと南ヨーロッパの間に明確な線を設定するもの[92]」として、識字テストを設けるべきだとする主張の形成である。

この提案をしたHenry Cabot Lodge上院議員は、南欧、東欧系「移民集団が労働界に低賃金化をもたらして労働者全体の生活水準を下げていると述べ、また彼らが北東部の都市に集中的に入り込み、都市のスラム化に拍車をかけて貧困の温床となっていると説明して、南・東欧系移民の入国を大幅に削減しなければならないと訴えた[93]」。さらに、Lodgeは、南欧、東欧系移民の労働条件だけではなく、南欧、東欧系移民は、イギリスを中心とするアングロサクソンとは異質な民族であり、アメリカ社会へ同化できない人々であるとして、移民規制を唱える。そのために用いる手段が、識字テストである。

Lodgeは、識字テストは「イタリア人、ロシア人、ポーランド人、ハンガリー人、ギリシア人、アジア人に最も重い負担となり、英語圏からの移民ないしドイツ人、スカンジナヴィア人、フランス人にはきわめてわずかしか、あるいはまったく負担にならないでありましょう[94]」と明

---

[91] Aleinikoff (2002), *supra* at 27.

[92] John Higham, *Strangers in the Land:patterns of American nativism, 1860-1925* at 103 (2nd ed., 1998).

[93] 山本英政「ヘンリー・カボット・ロッジの民族観―識字テストによる南・東欧系移民の入国規制をめぐって―」史学62巻4号150頁（1993年）。

[94]「読み書きテストによる移民制限の提案（1896年）」大下尚一＝有賀貞＝志邨晃佑＝平野孝(編)『史料が語るアメリカ』（有斐閣・1989年）137頁［志邨晃佑訳］。なお、Lodge自身の見解として、Henry Cabot Lodge, *Lynch Law and Unrestricted Immigration,* 152 The North American Review 602 (1891)も参照。

言している。

Lodge の提案による移民資格としての識字テスト法案は、両院とも可決されたが、大統領拒否権によって廃案となった。拒否権行使の理由は様々であるが、その一つは、「南・東欧系移民の民族性への批判は過去に北・西欧系移民にも起こった事で、非難された移民の子孫が現在では良きアメリカ市民となっている[95]」というものであった。

結局、識字テストが実現するのは、1917年であった[96]。この時期は、「100パーセント・アメリカニズム」が高揚した時代であって、出身国別移民割り当て制度[97]もほぼ同時期に成立している（なお、制度の概要と成立要因については、第２章、第７章を参照）。そして、第２章で触れたように、判例は、絶対的権限の法理に依拠しながら、連邦議会による移民制限政策を承認し続けていた。

２．３．インディアンとアングロサクソン主義

⑴繰り返し述べているように、アメリカ・インディアンも、移民と同じく、アングロサクソン主義に対して異議を投げかける存在である。19世紀では、インディアンは、非文明的な「野蛮な人々[98]」と位置づけられていたフィリピン人と同様に、「国家の保護下にある者[99]」として認識されてきた。しかし、インディアンは、移民と異なり、国外に追放することはできない。したがって、インディアンを、アングロサクソンの文化に近づける処置を施す必要があった。

このような認識は、インディアン委員会の委員長であった Nathaniel G.Taylor による次のような言説の中に如実に反映されている。

ここでも基本的な主張に変更はない。

[95] 山本・前掲151頁。

[96] Act of February 5, 1917, ch.29, § 3, 39 Stat.874, 877.

[97] Act of May 19, 1921, ch.8, § 2 (a), 42 Stat.5. なお、この法律は、1924年に改正されているが、移民割り当て制度自体は存続している。改正された法律については、Immigration Act of 1924, ch.190, 43 Stat. 153 (1924) を参照。内容については、第２章及び第５章を参照。

[98] *Dorr*, 195 U.S.at 148.

[99] *Kagama*, 118 U.S.at 383.

「インディアンたちは権利を有しないと想定することは、キリスト教の基本原則を否定することであり、政府による彼らに対する一貫した行動が依拠する理論にも矛盾する。；したがって、我々は、彼らの権利を尊重しなければならないのであり、もし可能ならば、我々の利益と彼らの利益を調和させなければならない[100]」。チェロキー族などのいくつかの部族は、「今日では文明化し、クリスチャンである。正確に言えば、それぞれの部族も、古めかしい異教信仰や迷信を依然として実施しているところはあるが、彼らの平均的な知性は、白人の共同体の基準にほとんど合致している[101]」。「インディアンが、個人としてだけではなく、部族全体としても、文明化およびキリスト教徒化することが可能である[102]」のは明白である。

Taylor は、キリスト教徒化と文明化を同一視し、インディアンをアメリカ社会に同化させることを熱心に主張した。同時期に同化政策を推進した論者として、Thomas J.Morgan も挙げることができる。Morgan は、インディアンの「変則的な地位」を終了させるべきであり、「インディアンを、インディアンではなく、アメリカ市民として、我々の生活へと溶け込ませる[103]」必要があることを主張していた。

⑵ Taylor や Morgan のような同化主義的発想は、1887年に制定された一般割当地法（通称「ドーズ法」）[104]においても反映されている。この法

---

[100] Annual Report of the Commissioner of Indian Affairs, November 23, 1868., *in* Francis Paul Prucha ed., *Documents of United States Indian Policy* 123 (2d ed.1990).

[101] *Id.* at 124.

[102] *Id.*

[103] Annual Report of the Commissioner Indian Affairs, October 1, 1889., *in* Francis Paul Prucha ed., *Documents of United States Indian Policy* 177 (2nd ed.1990).

[104] Act of February 8, 1887, ch.119, 24 Stat.388.「ただし、プエブロやナヴァホを含む南西部の先住諸社会に対しては」、保留地の個別土地割り当て政策は実施されていない。南西部の土地は、不毛な土地が多く、「入植地として魅力に欠ける当該地域では、むしろ『変則的』かつ複雑な土地所有については保留しておき、まずはインディアン局所管の学校における同化教育が進められることになった」（水野由美子『〈インディアン〉と〈市民〉のはざまで』（名古屋大

律は、インディアンたちを農業に従事させることを奨励し、割当地を受け取ったインディアン個人には合衆国市民権が与えられた[105]。しかし、インディアン個人に土地の所有を認めたドーズ法は、「私有財産制は存在せず、土地などもすべて部族全体の共有財産[106]」であったインディアン[107]にとって、インディアン社会の崩壊を導くことになる。私有財産制に馴染みがないインディアンにつけこんで、白人に対する賃貸、詐欺的な遺言による譲渡が横行し、インディアンの土地が減少することになった[108]。さらに、ドーズ法は、非インディアンに対して、保留地への居住を認めたことにより、インディアンのアメリカ化がよりいっそう進行することになった点において、インディアン法における「重要な転換点[109]」と評価されている。

ドーズ法の制定とほぼ同時期には、インディアンのアメリカ化を促す政策の一環として、インディアン学校において英語以外の言語の使用を禁止すること[110]や、国の祝祭日（独立記念日など）の実施[111]も主張され

学出版会・2007年）55頁）。

[105] *Id.*§6, at 390.

[106] 新川健三郎「歴史における皮肉―アメリカ史のパラドクス」義江彰夫＝山内昌之＝本村凌二（編）『歴史の文法』（東京大学出版会・1997年）253-254頁。

[107] インディアン部族の土地所有に対する認識は、次の言葉に集約される。「『あなたがたの土地制度とわれわれのとが違う唯一の点は、人の住んでいない（土地）は、…それを利用しない人びとが売ったり投機の対象とできる家産ではないということです。…実際に、われわれの所有地の一エーカーだって人が住んでいない限り』」「『チェロキーなら誰だってそこを耕したければ耕して、家を建ててもよいのです。そして、その家はその人のものです』」（ウィリアム・T・ヘーガン（著）/ 西村頼男＝野田研一＝島川雅史（訳）『アメリカ・インディアン史〔第３版〕』（北海道大学図書刊行会・1998年）189-190頁）。

[108] 同・191-194頁。

[109] David H.Getches et al., *Federal Indian Law* 166 (5th ed.2005).

[110] Annual Report of the Commissioner of Indian Affairs, September 21, 1887., *in* Francis Paul Prucha ed., *Documents of United States Indian Policy* 174 (2nd ed.1990).

ている[112]。

しかし、インディアンがアメリカ社会へ浸透するといっても、当時の認識では、インディアンが西洋の習慣を急激に取り入れることは、「もしインディアンが、白人によって支配される社会において、十分な期間をかけて、下層労働者として活動するならば、有害ではない―実際、有益である[113]」と捉えられていた。したがって、インディアンがアメリカ社会へ組み込まれたとしても、下級層に過ぎない。「インディアンが同化可能か、あるいは生来的に劣位にあるとみなされるかどうかの判断基準は、彼らがキリスト的『文明化された』社会を形成しているかどうかであった[114]」。

3．アングロサクソン主義と判例―「劣った人々」の排除

3．1．判例におけるアングロサクソン主義

上記のように、アメリカ社会において、マイノリティ集団は、文明化の名の下に、アングロサクソン化の圧力を課せられてきた。このような社会認識に依拠した上で、判例を読み返すと、判例においても、国内における「同化不能な」中国人、海外領土における「異人種（alien races）」、「野蛮な」インディアンは、「文明的な」アメリカ人の政体と対立する構図で描かれてきたことが指摘できる。

⑴第一に、移民について、合衆国最高裁判所は、第1部で述べたように、

---

[111] Inculcation of Patriotism in Indian Schools, December 10, 1889., *in* Francis Paul Prucha ed., *Documents of United States Indian Policy* 180 (2nd ed.1990).

[112] 例えば、一部のインディアン学校では、1893年の Washignton の誕生日に、2000人以上のインディアンに子どもに対し、国旗に敬礼することを求めた。このような活動には、インディアンの同化を促すという動機だけではなく、当時のアメリカにおいて、愛国心を一般に高揚させることを目的とする活動（すなわち、愛国心を涵養するために国旗に対する敬礼行為を一般に普及させる活動）の影響もある。George T.Balch は、このような活動を熱心に行っていた。この点については、O'Leary, *supra* at 154-155を参照。

[113] Frederick E.Hoxie, *A final promise : the campaign to assimilate the Indians, 1880-1920* at 241 (1989).

[114] Aleinikoff (2002), *supra* at 28.

中国人を、「国内において、我々と同化不能な、異人種である外国人を合衆国の平和と安全にとって危険だと判断[115]」している。また、Fong Yue Ting v.United States[116]のBrewer裁判官の反対意見においても、「不快な中国人[117]」「望まれない人々[118]」と表現している。

⑵第二に、海外領土を合衆国へ編入するかどうかは、連邦議会の判断次第とされているが、「連邦議会の判断は、新たに取得した領土の住民の人種や文明化の程度を基礎にして下しているのは明らかである。完全な合衆国のメンバーとして適切ではないと判断された『野蛮人』によって構成されている地域は、合衆国へと編入されず、そのような地域に居住している人々は、完全な憲法的保護が与えられない。限定的な憲法の適用は、諸権利の拡大の非現実性、優位人種と劣位人種の文化的相違の観点から、正当化される[119]」。

島嶼事例に関する判例においても、アングロサクソン主義が反映されていることは、Downess判決において、「もし、（合衆国が取得した、本国から離れた―引用者注）領土に、異人種（alien races）―宗教、慣習、法律、税体系、思考様式において、我々と異なる―が居住しているならば、アングロサクソンの原理に従った、政府と正義による統治は、しばらくの間、不可能であろう[120]」と判示されていることから、明らかである。

連邦統治領に関しては、The Late Corporation of the Church of Jesus Christ of Latter-Day Saints v.United States (Mormon Church Case)[121]も興味深い。これは、州昇格前のユタ準州において、連邦議会が、モルモン教の教会設立許可を取り消すことができるかどうかが争われた事件である。法廷意見は、「法律に反する犯罪であり、文明社会の感覚に真っ向から対立する[122]」重婚の習慣を持つモルモン教徒は、「キリスト教精神

---

115 *Chinese Exclusion Case*, 130 U.S.581, 601 (1889).

116 149 U.S.698 (1893).

117 *Id*. at 606

118 *Id*.

119 Aleinikoff (2002), *supra* at 29.

120 *Downes*, 182 U.S.at 287.

121 136 U.S.1 (1890).

122 *Id*. at 48.

及び、キリスト教がもたらした西洋世界の文明精神と対立する[123]」野蛮な人々であると認めた上で、連邦統治領に関する絶対的権限の行使の一環として[124]、連邦議会の判断は承認されると判示した。

連邦統治領に関して、判例は、人種だけではなく、宗教的観点からも、多様性を認めていない[125]。州に昇格するためには、既存の合衆国の社会秩序に適合的でなければならない。モルモン教の影響を弱めつつ、ユタ州は、1896年に州に昇格した。

⑶第三に、インディアン部族は、中国人やフィリピン人と異なり、文明化が可能と位置づけられていた。19世紀後半の判決では、インディアンは、現在は「幼年者の状態であり、野蛮で残虐な部族の状態から、労働規律、そして教育によって、できるならば、自立的で自己統治的な社会を形成する人々へと成長する[126]」存在として認識されていた。

この認識は、スー族の部族長を殺害したCrow Dogに対して、連邦裁判所による管轄権が認められるかどうかが争われたEx parte Crow Dogにおいて表明された。法廷意見は、連邦による管轄権を否定したが、インディアン部族に対して連邦裁判所の管轄を認めることは、「仲間」や「彼らの慣習」によってではなく、「上位の異人種」による裁判、すなわち、「彼らが十分に認識しておらず、彼らの歴史ある伝統や、生活習慣と対立する社会の法律に従って、そして、彼らの野蛮な性質に対す

---

[123] *Id.* at 49.

[124] 法廷意見は、一般論として、次のように述べている。「合衆国が有する連邦統治領に対する連邦議会の権限は、広汎であって、絶対的である。それは、連邦統治領自体を取得する権限に付随し、合衆国憲法が定めた、連邦統治領及び合衆国に属する他の財産に関する必要な規制全てを設定できる権限に由来する」（*Id.* at 42）。

[125] Reynolds v.United States, 98 U.S.145 (1878) における Waite 裁判官の法廷意見も同様の認識を示している。法廷意見によれば、「重婚はヨーロッパ北部・西部の中で醜悪なものであって、モルモン教が設立されるまで、専らアジア人やアフリカ人の生活にしか見られない特徴であった」（*Id.* at 164）。なお、Paul Brest, Sanford Levinson etal.ed., *Processes of Constitutional Decisionmaking Cases and Material* 405-411 (5th.ed., 2006) を参照した。

[126] Ex parte Crow Dog, 109 U.S.556, 569 (1883).

る強力な偏見に従って[127]」インディアンを裁くことになると判示した。法廷意見によれば、連邦裁判所の管轄を認めることは、「白人男性の道徳律によってインディアンの復讐について価値判断をする[128]」ことになる。法廷意見の認識に従えば、この時点では、インディアンは、「野蛮で残虐な部族」であり、「白人男性の道徳律」によって規律されるほど、文明化されていなかったことになる[129]。

⑷第四に、判例におけるアングロサクソン主義は、外国の法制度に対する評価へも拡張する。横浜に停泊していた船内部で起きた殺人事件について、当時の日本との条約によって、日本の裁判所ではなく、領事裁判所が管轄することが争われたIn re Ross[130]において、法廷意見は、大陪審と小陪審を保障していない領事裁判所が管轄をすることは、被告人の陪審による裁判を受ける権利の侵害には当たらないと結論を下した。

法廷意見によれば、合衆国政府が有する条約締結権限の目的について、「領事に対して管轄権を認める条約は、その国でキリスト教徒が平和的に居住し、その国の国民との通商を継続することに必要不可欠である[131]」。海外において、被告人に完全な陪審の権利を保障することは、「ほとんどの場合、すべての犯罪訴追手続きの廃止を招く。合衆国憲法の起草者たちは、もし商業取引が非キリスト教国の人々と行われるようになったならば、非キリスト教国において我々の領事が司法権を行使する必要があることを完全に認識していた。起草者たちは、本国の刑事法が認めるすべての保障が領事裁判においても等しく保障され[132]」るとは想定していなかった。「日本において領事裁判を認める必要性は、今後、現在よりも減少するかもしれない。日本は、毎年、徐々に文明化し続け、

---

[127] *Id.* at 571.

[128] *Id.*

[129] なお、判決から２年後、連邦議会は、主要な７類型の犯罪行為に限って連邦裁判所による管轄を認める法律（Act of March 3, ch.341, § 9, 23 Stat.362, 385）を制定した。この法律は、*Kagama,* 118 U.S.375 (1886) において合憲と判断されている。

[130] 140 U.S.453 (1891).

[131] *Id.* at 463.

[132] *Id.* at 464-465.

刑事法の改善と同様に、キリスト教国の司法制度へと同化しつつある。；しかし、主要な条文において一般的な類似性を有する領事裁判制度は、最も高度な重要性を有する。そして、我々が商取引を行うことを希望する非キリスト教国における領事裁判制度は、しばしば、合衆国民と合衆国民の財産の保護にとって必要不可欠である[133]」。このような法廷意見の思考には、キリスト教国の法制度の優位が現れている[134]。

上記で指摘したように、「合衆国最高裁判所は、『劣った』人種に対するアングロサクソンの支配を促進、擁護する目的の連邦政策を承認してきた[135]」。上述の判例も、「実際には、アメリカという国民国家を作り出す連邦政府の絶対的権限を承認している。アメリカという国民国家内部では、キリスト教的制度と慈愛精神によって、固有の自己統治能力がない、あるいはアメリカの政体に参加する能力がないと判断された非文明人たちが抑圧され、改良され、取って代えられていた。判例は、帝国を建設し、アメリカ人であることを統制しようとする連邦議会の主権的権限にあえて干渉しなかった[136]」。

３．２．二級市民化の正当化― Plessy v.Ferguson

アングロサクソン主義に基づいて、劣った人々を合衆国の構成員から排除するという観点からみれば、黒人も―移民やインディアン、島嶼事例とは異なり、絶対的権限の法理とは無関係だが―類似の問題を提起する。

---

[133] *Id.* at 480.

[134] 同様の判断として、Hilton v.Guyot, 159 U.S.113, 205 (1895) や、Slatter v.Mexican National Railroad Company, 194 U.S.120, 129 (1904) がある。前者では、外国で、当該国民が合衆国市民に対して訴訟を提起する場合、その手続が「一連の文明国の法理」に従ったものであることを求めている。後者は、メキシコで生じた事故の被害者遺族が、損害賠償請求を求めた事案である。管轄権の所在が争われた。法廷意見は、本件は「不法行為が非文明国で生じた場合」ではない、と述べている。

[135] Aleinikoff (2002), *supra* at 31.

[136] *Id.*

⑴1857年に、合衆国最高裁判所は、合衆国内でも最も悪名高い、Dred Scott 判決[137]を下した。

この判決は、合衆国憲法が規定する合衆国市民を、「主権を有する人民(sovereign people)」と捉える。判決によれば、「全ての合衆国市民は、一つの人民であり、この主権体の構成員である[138]」。黒人は、「合衆国憲法が規定する『合衆国市民』には含まれず、また、含まれることは意図されていない[139]」。黒人は、「従属し、劣位にある階級集団であり、優越的な人種によって支配されていると捉えられている[140]」。「黒人は、一世紀以上も、劣位にある存在であって、社会的、政治的関係において、白人と結合するには適さないと位置づけられてきた。劣っているがゆえに、彼らは、白人が尊重しなければならない権利を持たない[141]」。

Dred Scott 判決は、黒人が劣位にあること、合衆国憲法が規定する「合衆国市民」には含まれないこと、白人が有する権利を持たないことを明らかにした。

Dred Scott 判決は、南北戦争が終了し、出生地主義を規定した第14修正が導入されたことによって、明示的に覆され、黒人であっても、合衆国の構成員として認められるようになった。しかし、黒人に対する差別は、消滅したわけではなかった。

もちろん、この時期であっても、黒人の合衆国市民としての地位を認めた数少ない判決として、陪審資格を白人男性にのみ限定したウェスト・ヴァージニア州法を、第14修正違反と判示したStrauder v.West Virginia[142]がある。この判決では、黒人が新たに取得した合衆国市民権を取得したことを強調し、陪審から黒人を排除することは、黒人に対して、劣位にあるという烙印を押し付ける結果を招くため、合衆国市民としての地位に矛盾すると判示した。

---

137 Scott v.Sandford, 19 Howard (60 U.S). 393 (1857).

138 *Id*. at 404.

139 *Id*.

140 *Id*. at 404-405.

141 *Id*. at 407.

142 100 U.S.303 (1880).

Strauder 判決は、陪審に関して、合衆国市民としての地位から黒人を排除することを否定し、合衆国市民間の平等を実現する判断を示したが、後に大きな影響を与えた判決ではなく、Strauder 判決について、Karst は、「砂漠の中で散発的に降るにわか雨[143]」と評価している。

また、Strauder 判決自身も、州法が女性を排除していることについて、特に問題視していない[144]。更に、「有色人種は、人種として、卑しむべき、無学な存在であって、このような状態において、優れた知性を持つ者に対して敬意を払うことに適さない[145]」と、黒人の劣位性を指摘している[146]。

この時代に支配的であったのは、Plessy v.Ferguson[147]であった。この判決は、鉄道において、黒人専用の車両と白人専用の車両を分離すること定めたルイジアナ州法について争われた事例である。法廷意見は、人種を理由として車両を分離すること自体は、州権の範囲内であると判断し、第14修正違反の主張を退けた。法廷意見は、次のように判示する。

---

[143] Kenneth L.Karst, *Foreword: Equal Citizenship Under the Foureenth Amendment*, 91 Harvard Law Review 1, 20 (1977).

[144] この時期の判例は、女性も政治過程、専門的職業から排除することによって、二級化した合衆国市民として位置付けていた。

例えば、選挙権の制限（Minor v.Happersett, 88 U.S.162 (1875)、France v.Connor, 161 U.S.65, 69 (1896)）や弁護士を開業することからの排除（Bradwell v.The States, 83 U.S.130 (1873)）などを具体的事例として挙げることができる。Bradwell 判決では、「州内で弁護士を開業する許可を求める権利」は「合衆国市民権とは全く関係がない」と判示している（*Id.* at 139）。In re Lockwood, 154 U.S.116 (1894) も同様の判断を示している。

なお、このような帰結を正当化する背景には、「共和国の母」イデオロギーがある。この点については、第3章を参照。また、上記の記述については、Sarah H.Cleveland, *Powers Inherent in Sovereignty:Indians, Aliens, Territories, and the Nineteenth Century Origins of Plenary Power over Foreign Affairs*, 81 Texas Law Review 1, 260 (2002) を参照した。

[145] *Strauder*, 100 U.S.at 306.

[146] Paul Brest et al., *Process of Constitutional Decisionmaking : Case and Materials* 357 (5th ed., 2006).

[147] 163 U.S.537 (1896).

「立法府は、人種的特徴を除去、あるいは、身体的相違に基づく区別を廃止することに無力である。そのような試みは、現在の困難を悪化させる結果を招く。両人種の市民的、政治的権利が平等ならば、市民的、政治的の観点から見て、一方が他方よりも劣っていることはない。もし一方の人種が他方よりも社会的に劣っているとしても、合衆国憲法は、その人種を、もう一つの人種と同一平面まで引き上げることができない[148]」。

Plessy 判決が依拠した理由付けは、後に、「分離すれども平等」法理と呼ばれる。この法理は、黒人の二級市民化を肯定し、合衆国市民の実質的範囲を、白人に限定する役割を果たした。黒人は、第14修正の制定によって、合衆国市民であると認められたにもかかわらず、合衆国市民であることによって保障される権利が剥奪されていた。黒人は、形式上は合衆国市民であっても、実質的には合衆国市民とはいえず、二級「市民」に過ぎない。

⑵さらに、Plessy 判決において、合衆国憲法は人種に基づく識別をしておらず、合衆国市民の間に階級を認めていないと判示し、ただ一人反対意見を提出した Harlan 裁判官でさえも、先住民族やアジア系アメリカ人、海外諸島住民の存在を考慮に入れていなかった、と言われている[149]。

Harlan 裁判官は、United States v.Wong Kim Ark[150]において反対意見を提出している。この事件は、合衆国内で高まっていた反中国人運動を受けて、出生地主義を規定する第14修正第１節の「合衆国の権限に服する」という規定に着目し、両親ともに中国人移民であって、かつ、外交施設に勤務していない者の間で、合衆国内で誕生した子どもは、外国権力の管轄下にあると位置づけられ、出生地主義を規定する第14修正の

[148] *Id.* at 551-552.

[149] Gabriel J.Chin, *The Plessy Myth: Justice Harlan and the Chinese Cases*, 82 Iowa Law Review 151 (1996).

[150] 169 U.S.649 (1898).

効力が及ばないため合衆国市民権を取得しないという解釈が有力[151]になり、その解釈が適切かどうかを判断するためのテスト・ケースとして訴訟が提起されたものである（詳細については第３章を参照）。

法廷意見は、出生地主義がコモンローに由来する原則であり、合衆国に根付いていること、仮に Wong Kim Ark の合衆国市民権の取得を否定すると、影響が大きく、実際上困難であること、「権限」が及ぶ範囲は合衆国の地理的境界であることを理由として、Wong Kim Ark の合衆国市民権の生来的取得を認めた。

このような法廷意見に対し、Harlan 裁判官は、第14修正が規定する「合衆国の権限に服する者」の意味を狭く解し、Wong Kim Ark は出生による合衆国市民権を取得していないと判断した Fuller 裁判官の反対意見に同調した。

ところで、Harlan 裁判官は、Plessy 判決の反対意見において、「我々と非常に異なるため、合衆国市民となることが許されない人種[152]」、それゆえ、「絶対的に合衆国から排除[153]」される人々として、中国人が該当しうると判示している。

Wong Kim Ark 判決における判断と、Plessy 判決における反対意見を整合的に理解しようとするならば、「Harlan の構想は、アフリカ系アメリカ人と白人にのみ限定[154]」されており、「１世紀前としても、彼の見

[151] 既に Slaughter-House Cases, 83 U.S.36, 73 (1873) において、第14修正第１節の「権限」には、「使節、領事の子ども、及び合衆国内で生まれた外国要人の市民または臣民」が含まれないことが明らかになっていた。また、Elk v.Wilkins, 112 U.S.94 (1884) では、「権限」は、インディアン部族には及ばず、インディアンは第14修正による合衆国市民権は取得しないと判断していた。合衆国側、および反対意見は、このような先例に依拠しながら、「権限」が及ぶ範囲を狭く解釈していた。この点については、Lucy E.Sayler, *Wong Kim Ark: The Contest Over Birtrhright Citizenship, in* David A.Martin&Peter H.Schuck, ed., *Immigration Stories* 51, 67-68 (2005) を参照。

[152] *Plessy*, 163 U.S.at 561.

[153] *Id.*

[154] Chin, *supra* at 181.

解はあまりにも狭すぎた[155]」と評価されている。当時、「先住民族とアジア系アメリカ人はすでに存在しており、多くのメキシコ系合衆国市民を抱えるテキサス、アリゾナ、ニューメキシコ、カリフォルニアは、合衆国の州か、連邦統治領であった。そして、ハワイ、プエルトリコ、フィリピンも、まもなく合衆国へ加入する[156]」頃に、Harlan 裁判官は、「黒-白関係の問題[157]」としてのみ合衆国市民を捉えていたに過ぎなかった。

1870年には、以前白人の合衆国市民が有していた権利と同等の権利が「合衆国の管轄内にいるすべての人間」に認められると定めた法律[158]が制定され、また、合衆国市民権が、インディアン[159]やプエルトリコ住民[160]にも認められるようになったとしても、字義通り、すべての合衆国市民に対して、合衆国市民としての権利が認められるわけではなかった。判例も、「分離すれども平等」法理を示した Plessy 判決によって、「合衆国憲法は、社会における平等を約束しないし、アングロサクソンによるアメリカが、社会における平等を容認しようともしない[161]」状況、すなわち、社会における白人優位構造を、結果的に維持した。

Plessy 判決が提起した問題の解決は、Warren Court まで待たなければならなかった。これは、第３部にて扱う。

４．小括

---

155 *Id.*

156 *Id.* at 182.

157 *Id.* Sayler, *supra* at 76も同趣旨。

158 Act of May 31, 1870, ch.114, § 16, 16 Stat.140, 144.

159 前述のように、当初は、一部のインディアンに対してのみ合衆国市民権が認められていた。一例としてポタワトミー族との条約（Treaty with the Pottawatomies of November 15, 1861, Art.Ⅲ, 12 Stat.1191, 1192.）を挙げることができる。1887年には、割当地を受け取ったインディアンに対して合衆国市民権を与える法律（Act of February 8, 1887, ch.119, § 6, 24 Stat.388, 390.）が制定されている。1924年にはインディアン市民権法（Act of June 2, 1924, ch.233, 43 Stat.253.）が制定され、合衆国の領域内で誕生したすべてのインディアンに対して合衆国市民権が認められるようになった。

160 Act of March 2, 1917, ch.145, § 5, 39 Stat.951, 953.

161 Aleinikoff (2002), *supra* at 32.

本章では、19世紀におけるアメリカ合衆国の自己理解について検討した。移民に関する判例を中心に形成された絶対的権限の法理は、自己保存、自己定義という原理に支えられているという意味において、インディアンや島嶼住民など、通常の合衆国市民とは異質な存在として捉えられている人々にも拡張する。

当時の合衆国は、アングロサクソン主義が高揚した時代であった。そして、このアングロサクソン主義は、政治部門に限られず、判例にも反映し、異質な他者を「劣った人々」とみなし、排斥、又は同化を強いる発想に依拠していた。黒人も、合衆国市民として認められるようになったが、人種的劣等性を理由に、二級市民状態に置かれていた。

第７章　拡張した「絶対的権限の法理」に基づく異質な他者への対応と、20世紀前半の合衆国社会の自己理解

前章では、19世紀の合衆国において、絶対的権限の法理が、移民領域以外にも拡張されること、そして、その社会的背景を示した。本章では、前章の問題関心に引き続き、20世紀前半の合衆国を対象とする。本章も、アメリカ社会の自己理解と判例の思考が近接していたことを示すために、当時の合衆国の社会的背景の記述から始める。

１．アメリカ社会の自己理解

19世紀に承認されたアングロサクソン主義は、20世紀に入り、黒人を一人の人間として正当に理解させようとしたDu Boisによる黒人礼賛論[1]を皮切りに、合衆国内部では、一元的なアメリカ人というイメージから、徐々に離れていく。

１．１．Woodrow WilsonとIsrael Zangwillの見解―ひとつのアメリカ人を指向

⑴もちろん、一元的なアメリカ人像を要求する見解も有力な影響力を有していた。例えば、第28代合衆国大統領Woodrow Wilsonは、帰化の際に行われるセレモニーに参加した外国出身の合衆国市民を前にして、次のように述べた。

「あなたたちは、合衆国に対して忠誠を誓った[2]」。では合衆国の何に忠誠を誓ったのか。それは、「偉大なる理想、偉大なる原理体系、人間

[1] W.E.B.Du Bois, *The Conservation of Race*, reprinted in Nathan Huggins ed., *Writings* 815 (1986). 邦語文献として、W・Eバーガート・デュボァ（著）/井上英三（訳）『黒人論』（博文館・1944年）。

[2] Woodrow Wilson, *"TOO PROUD TO FIGHT" Adress to several thousand foreign-born citizens, after naturalization ceremonies, philadelphia, may 10, 1915.from white house files*, reprinted in Ray Stannard Baker and William E.Dodd ed., *THE NEW DEMOCRACY Presidential Message, Addresses, and Other Papers (1913-1917) vol.1* at 318 (1970).

の偉大なる希望[3]」である。自らの意思で合衆国に来た者は、「あらゆる点において、そして、自らの意思で目的をもってアメリカ人になろうとしない限り、自らをアメリカに捧げることはできない。もしあなたたちが、自らを諸集団の一員だと考えているならば、アメリカ人になることはできない。アメリカは、諸集団から構成されていない。自らをアメリカ国内の特定の出自別集団に所属していると捉える人は、いまだアメリカ人ではない。自らの出自内で動き回ろうとする人は、星条旗の下で生きる尊敬に値する息子ではない[4]」。

このようなWilson大統領の見解には、移民がその出身独自の文化を維持しようとする行動に対する批判が読み取れる。

⑵この時期に普及した、一つのアメリカ人を目指すもう一つの見解は、「人種の坩堝」論である。これは、Israel Zangwillが1908年に発表した戯曲「人種の坩堝」の中に登場するアメリカの自己イメージである。この戯曲は、ロシア系ユダヤ人のDavid Quixanoと、ロシア貴族の娘でキリスト教徒のVera Revendalとの恋愛ものである。戯曲中に、Davidは次のように述べる。

> 「アメリカは神が創った坩堝（Crucible）、ヨーロッパのあらゆる人種が溶け合い、再形成される偉大な坩堝（Melting-Pot）なのだ！ここにいる善良な人々よ、私がエリス島であなたたちを見たとき、私は思うのだ。あなたたちは、50の言語と歴史を持ち、50の血にまつわる憎しみと敵を伴う50の集団の中にいる。しかし、兄弟よ、いつまでもそのままではない。なぜならば、あなたがやってきたアメリカには、神の火[5]がある。―そう、神の火である。確執と反目など、ささいなことだ！ドイツ人とフランス人、アイルランド人とイギリス人、ユダヤ人とロシア人―あなたたちとともに坩堝の中に放り込

[3] *Id.*

[4] *Id.* at 319.

[5]「神の火（fires of God）」は、坩堝を加熱するために必要な火を神が灯し続けていることを指す。

まれる。神は、アメリカ人を創っている[6]」。

この戯曲の最後の舞台は、住宅の屋上である。屋上では、きれいな、遥か彼方まで広がるニューヨークの風景を見渡せる。左手には、不規則な高層ビル、右手には、自由の女神像がある[7]。この場で、David と Vera は、次のような会話を繰り広げる。

「David：神の坩堝の周囲には神の火がある。ほら、ここに偉大な坩堝がある。―耳を立ててみて！うなり声や泡立つ音が聞こえないかい？君も見とれるよ。（東を指しながら）―あの港では、何千もの支流が、世界の果てからやってきて、あの人の流れに注ぎ込むんだ。ああ、なんて壮大で、興奮する眺めなんだろう！ケルト人とラテン人、スラヴ人とテュートン人、ギリシア人とシリア人―黒人と黄色人も―

Vera：ユダヤ人とキリスト教徒も―

David：そうだ、東と西、北と南、椰子と松、極地と赤道、三日月と十字（イスラム教徒とキリスト教徒の対比―訳者注）―この偉大な錬金術は、彼らを清めの炎でもって溶かし、融合する！ここに、彼らは一つになって、人類の共和国と神の王国を建設する。ああ、Vera、すべての人種と国民が働き、未来を見るアメリカの栄光と比較したとき、すべての国民と人種が礼拝し、過去を振り返るローマとイスラエルの栄光とは何なのだろう！[8]」

このような台詞は、アメリカにやってきた移民が溶け合って、一つのアメリカ人という新しい人種を作り上げているというイメージを観衆に与える[9]。ここには、出身地の文化や思考を背負ったままの人々は想定さ

---

[6] Israel Zangwill, *The Melting-Pot : Drama in Four Acts* 37 (1909).

[7] *Id.* at 173.

[8] *Id.* at 198-199.

[9] アーサー・シュレージンガー, Jr（著）/ 都留重人（監訳）『アメリカの分裂』（岩波書店・1992年）25頁、村井忠正「メルティングポットの誕生―メルティング

れていない[10]。

1．2．Horace M.Kallen の見解―ハイフンつきのアメリカ人

しかし、Wilson や Zangwill の見解に対しては、Horace M.Kallen の見解を対比することができる。Kallen は、1915年に公表した論文[11]において、白人の同質性に支えられていた1776年の建国時から、数多くの移民を受け入れることを経て、通婚、同化が進行し、新たな「アメリカ人」という人種が成立したという「人種の坩堝論（the melting-pot）」を批判する。

Kallen は、アメリカ人を、ひとつの人種と捉えるのではなく、ドイツ系、イタリア系、ユダヤ系などの出自ごとに形成された集団に分断されていると理解するべきだと説く[12]。内部では出身国の歴史を抱えている第一世代の移民から生まれた第二世代は、両親の社会的伝統を放棄し、新たなアメリカ人という外観を取得しようとする。それは、公立学校の中で教わるが、抽象的な次元のものであり、現実の生活ではない。異な

ポット論の系譜(1)―」人間文化研究２号26頁（2004年）、伊藤章「移民の国アメリカ」笹田直人＝堀真理子＝外岡尚美(編)『概説 アメリカ文化史』（ミネルヴァ書房・2002年）83頁。

[10] もっとも、このような見解は、Zangwill に端を発する見解ではない。18世紀後半のアメリカ社会を記述した Crevecoeur は、アメリカは、「イングランド人、スコットランド人、アイルランド人、フランス人、オランダ人、ドイツ人、スウェーデン人の寄り集まり」であって、「この雑種から、今日アメリカ人と呼ばれる人種が生まれた」と指摘する（秋山健＝後藤昭次＝渡辺利雄(訳)『クレヴクール』（研究社・1982年）73頁)。

ここで注意が必要なのは、Crevecoeur が指摘した人々の中に、アジア系移民が入っていないのは太平洋に開拓者が到達していない時代状況の上で当然としても、黒人やインディアン、南欧、東欧系移民が入っていない点である。つまり、当時から、アメリカ人という一つの人種になるという見解には、人種による制約が前提とされていた。

[11] Horace M.Kallen, *Democracy Versus the Melting-Pot, in Culture and Democracy* 67 (reprinted ed.1970).

[12] *Id.* at 95.

る出自同士の結婚は、50年前よりは増加したが、相対的には少ない[13]。Kallen は、経済的地位が上昇しても、出自意識は変わらないとも述べているが[14]、さらに進んで、移民の子孫たちが「より裕福になり、より『アメリカ化』すると、そして、『外国人』というスティグマから自由になると、彼らは、集団的な自己尊敬意識を発展させる[15]」と指摘する。「彼らは、自らのナショナリティが有する精神的遺産を学び、思い出そうとする[16]」。例えば、ニューヨークにおけるユダヤ人地区は、「都市内における都市[17]」と呼ばれており、特に自律性が強い。多様なナショナリティを前提とした上で、アメリカを構成する原理を、排他的な英国の伝統と結びついた「先祖の記憶から完全に切り離すことによって実現された、社会的、歴史的な同一性[18]」を達成するべきである。

Kallen の比喩を借りるならば、多様な出自別集団がアメリカという「オーケストラ」を形成し、そこでは、それぞれの集団が楽器として位置づけられ、全体として、アメリカという「シンフォニー」を奏でていると記述することができる[19]。このように、アメリカ人が出自別に多様化しているという考え方は、上述の Wilson の見解や「人種の坩堝」論と対照的である[20]。

Randolph S.Bourne も、合衆国に来た移民の中には、出身国に帰還する者がいることを指摘し、彼らの、合衆国と出身国とを自由に往復する「移動習慣[21]」が、「コスモポリタン的重要性[22]」を有していることが無視

---

[13] *Id.* at 95-97.
[14] *Id.* at 96.
[15] *Id.* at 106.
[16] *Id.*
[17] *Id.* at 113.
[18] *Id.* at 120.
[19] *Id.* at 124-125.
[20] Kallen の見解は、後に Michael Walzer へと継受される。Walzer の見解については、マイケル・ウォルツァー（著）/ 古茂田宏（訳）『アメリカ人であるとはどういうことか―歴史的自己省察の試み―』（ミネルヴァ書房・2006年）を参照。
[21] Randolph S.Bourne, *Trans-National America*, 118 The Atlantic Monthly 86, 95 (1916).

されていると述べる。まさに、この「移動習慣」によって、アメリカが、「一つのナショナリティではなく、トランスナショナリティ、すなわち、他の土地を往復することによって、あらゆる種類の大きさと色の糸から作られた織物へと近づいている[23]」。

1．3．愛国主義の高揚と排外主義

しかし、第2章で示したように、多様なナショナリティを抱えるアメリカ、トランスナショナルなアメリカというアメリカ人の自己理解は、変遷を迎える。

第2章において詳述したように、この時期には、黒人、アジア系に対するヨーロッパ系の優位だけではなく、ヨーロッパ系の中でも、当時の合衆国の主要な構成員であるノルディック人種の優位を説く Madison Grant の見解が有力になった[24]。また、第一次世界大戦への参戦をきっかけとして、強い愛国心― John Higham のフレーズを借りるならば、「100パーセント・アメリカニズムという新しい精神[25]」―が高揚した。そして、在米の各移民団体は、アメリカに同化すること（アメリカの習慣に従うこと）により、アメリカにおける安住を確保しようとしていた[26]。

このような背景の中で登場した移民制限運動の帰結が、1917年に導入された移民に対する識字テストと、1921年に導入された移民の出身国別割り当て制度であった。これにより、望ましくないエスニシティの移民を制限することが達成できた。

この時期には、愛国主義が高揚する一方で、排外主義も同時に高まっていた。第2章で指摘した移民規制の強化は、その一つである。

---

[22] *Id.*

[23] *Id.* at 96.

[24] Madison Grant, *The Passing of the Great Race* 19-21 (reprinted edtion, 1970).

[25] ジョン・ハイアム（著）/ 斎藤眞 = 阿部齊 = 古矢旬（訳）『自由の女神のもとへ 移民とエスニシティ』（平凡社・1994年）76頁。

[26] この点については、廣部泉「アメリカニゼーションと「米化運動」1910年代後半カリフォルニアにおける日本人移民の矯風運動」油井大三郎 = 遠藤泰生（編）『浸透するアメリカ、拒まれるアメリカ』（東京大学出版会・2003年）72頁を参照。

この時期に高揚した排外主義を示す象徴として、クー・クラックス・クラン（以下、「KKK」）の結成を挙げることができる。KKK は、元は南北戦争後に、白人優越主義を唱える南軍兵士を中心に結成された組織であったが[27]、その後、反 KKK 法の制定[28]などの影響もあり、表舞台から去っていた[29]。

しかし、1915年には、第２の KKK が結成される。以前の KKK は、黒人のみを排斥の対象としていたのに対し、新たな KKK は、白色人種の優越性を信じる点では以前の KKK と同一であったが、敵意の対象を、黒人以外に、外国人、カトリック教徒、ユダヤ人にも向けた[30]。KKK の影響力は、深南部だけではなく、東部、中西部にも広がっていった。一時期は、民主党の予備選挙で候補者を公認するほど勢力が強かったが、幹部による女性暴行、女性の自殺というスキャンダルによって支持が離れ、以後、KKK の組織は残ったものの、それほど大きな勢力を有さな

---

[27] 組織規約については、Henry Steele Commager ed., *Documents of American History Vol.1: To 1898* at 499-500 (7th.ed., 1963) 及び「人種主義組織の誕生（19世紀後半）」歴史学研究会（編）『南北アメリカ 先住民の世界から19世紀まで』（岩波書店・2008年）320頁［中條献執筆］。

[28] Act of April 20, 1871, ch.22, 17 Stat.13. この法律は、他者に対し危害を与えた者などに対する刑罰を規定している。これは、黒人の市民的権利を保護することを目的としている。しかし、同法 §2は、United States v.Harris, 106 U.S.629 (1883) において、違憲と判断されている。この時期の合衆国最高裁判所が市民的権利に関する法律を違憲と判断する傾向を示していたことについては、９章を参照。

[29] 初期 KKK の活動経緯については、メアリー・ベス・ノートン（著）/ 本田創造（監修）『アメリカの歴史　第３巻 南北戦争から20世紀へ』（三省堂・1996年）132頁、164-165頁、177-178頁、落合明子「南部の再建と暴力―サウスカロライナ州における「秩序の回復」―」古矢旬＝山田史郎（編著）『権力と暴力』（ミネルヴァ書房・2007年）115頁参照。

[30]「ハイラム・エヴァンズ「アメリカニズムのための KKK の闘争」（1924年）」大下尚一＝有賀貞＝志邨晃佑＝平野孝（編）『史料が語るアメリカ』（有斐閣・1989年）172頁［井出義光訳］、常松洋「1920年代の米国社会」歴史学研究会（編）『南北アメリカの500年 4 危機と改革』（青木書店・1993年）277-278頁。

くなった[31]。

この時代の排外主義を示すものとしては、KKK の結成と並んで、Nicola Sacco と Bartolomeo Vanzetti の冤罪事件にも言及する必要がある。二人は無政府主義のイタリア移民であったが、マサチューセッツ州で起きた強盗事件に関与したという理由で有罪を宣告された。しかし、彼らが事件に関与した証拠はなく、これは、彼らの政治的信条とイタリア人という人種を理由とした冤罪ではないかと言われている[32]。

このように、1910年代から1920年代までの合衆国は、愛国主義の高揚とともに、アメリカ社会の中心であるアングロサクソン系を中心とする見解が有力になった時代であった。それに伴い、およそ今日では受け入れがたい排外主義も登場していた。

1．4．「ハイフンつきのアメリカ人」意識の高揚―文化多元主義

しかし、その後の合衆国では、Kallen の「ハイフンつきのアメリカ人[33]」という考え方が優勢を占めるようになる。それは、「諸ネイションの連合ではなく、文化的多様性を認め合う（時には歓迎し合う）市民的、政治的文化によって結びついた一つの国家[34]」としてのアメリカという「文化多元主義（Cultural Pluralism）[35]」である。

Higham によれば、「文化的多元主義は、永続的な少数者という自らの地位が有利に働きうることを思い描くに充分なまでに強固な立場をす

---

[31] D.A. シャノン（著）/ 今津晶 = 榊原胖夫（訳）『アメリカ：二つの大戦のはざまに』（南雲堂・1976年）107-108頁、メアリー・ベス・ノートン（著）/ 本田創造（監修）『アメリカの歴史 第4巻 アメリカ社会と第一次世界大戦』（三省堂・1996年）295-296頁。

[32] ノートン・同297頁。この事件では、犯人は赤の外国人という先入観に支配されていた。詳細については、小此木真三郎『フレームアップ―アメリカをゆるがした四大事件―』（岩波書店・1983年）77-115頁。

[33] Horace Kallen, *A Meaning of Americanism, in Culture and Democracy* 44, 62 (reprinted ed.1970).

[34] Thomas Alexander Aleinikoff, *Semblances of Sovereignty* 34 (2002) ［以下 Aleinikoff (2002) と略記］.

[35] Kallen, *Democracy Versus the Melting-Pot, in supra* at 43.

でに築いている人びとに対して、アピールすると考えてよかろう。それは、自分たちをアメリカ史の周辺にではなく中心に置いて見ることが可能な、自信に満ちた少数者集団の代弁者にふさわしい。したがって、文化的多元主義は、すでにだいたい同化を済ませてしまった人びとにとって最も魅力的である[36]」。100パーセント・アメリカニズムが収束し、「1924年の永続的な移民制限立法に続いて起こった、同化の飛躍的な進展[37]」により、「完全な同化がはたして望ましいのかどうかが広く疑われる[38]」ようになった1930年代後半まで、Kallen の文化多元主義は受け入れられなかった。この頃には、「先祖代々アメリカ生まれの白人プロテスタントたち」の「生活様式こそがアメリカの諸制度が基準として公認するに値するものであるという信念[39]」は、すでに後退し、「より多元的かつ多様な思考パターンにとって代わられた[40]」。

もっとも、「ハイフンつきのアメリカ人」という見解はヨーロッパ系白人移民、および彼らの子孫の間で受け入れられていたに過ぎなかった。黒人が Kallen の多元主義的テーゼから排除されていたことは、「不可避の事態[41]」であった。

アメリカ人となりうる白人同士においてのみ多元性が認められるという考え方は、1952年に成立した移民国籍法（通称「マッカラン＝ウォルター法」）[42]にも反映されている。この法律は、出身国別割り当て制を維持することによって、「同化可能な者と密接な関係を持つ出身国別集団の入国[43]」を数的に規制することになった。当時、日本が、合衆国、中国との共通の敵であったことによって、同胞意識が形成されたことに基づいて、中国人の排斥を定める諸法律を廃止する動きが高まったこと

---

[36] ハイアム・前掲211頁。

[37] 同・212頁。これは、移民法の改正により、「エスニック少数集団」に対する「不断の大増援部隊の補給」が絶たれたことに由来する（同・82頁）。

[38] 同・212頁。

[39] 同・83頁。

[40] 同。

[41] 同・208頁。

[42] Immigration and Nationality Act, ch.477, 66 Stat 163 (1952).

[43] Note, *Immigration and Nationality*, 66 Harvard Law Review 642, 649 (1953).

によって[44]、一連の中国人排斥法が、1943年に廃止され[45]、中国人の入国が認められたとしても、割り当ては、わずか100人に過ぎなかった。

また、移民国籍法は、出身国別割り当て制度の維持によって合衆国における人種構成を維持すると同時に、従前から入国が規制されていた無政府主義者、合衆国政府の暴力的転覆を目的とする組織に加入している者に加え[46]、共産主義者の入国拒否を明示的に規定した[47]。

結局、「民族的同化という楽観的な物語は、人種、地理、政治によって制限されていた[48]」。このように、「アジア系移民の排除は、第二次世界大戦まで緩和されず、緩和されたとしても一部に過ぎなかった。…第二次世界大戦後は、共産主義は社会的平和に対する重大な脅威と判断され、移民システムは、病的な異質のイデオロギーの入国を予防するために動員されるようになった[49]」。

１．５．アメリカへ同化できない人々―人種による線引き

⑴ Robert Park によれば、アメリカにおいて、「同化に対する主な障害は、文化的差異ではなく、身体的特徴にある[50]」。合衆国市民である「黒人は、この国において300年間、同化していない[51]」。これは、黒人がアメリカにおいて外国文化や外国の伝統を保持し続けていることが理由ではない。黒人たちは、合衆国市民であるにもかかわらず、身体的、人種的特徴を理由として、「よそ者、異質な人種の代表者[52]」として扱われて

---

[44] Charles Gordon, *Our Wall of Exclusion Against China*, 3 Lawyers Guild Review 7 (1943).

[45] Act of December, 1943, ch.344, 57 Stat.600.

[46] Act of February 5, 1917, ch.29, § 3, 39 Stat.874, 875-876;Act of October 16, 1918, ch.186, 40 Stat.1012.

[47] Note, *supra* at 657.

[48] Aleinikoff (2002), *supra* at 34.

[49] Aleinikoff (2002), *supra* at 34-35.

[50] Robert E.Park, *SOCIAL ASSIMILATION, in* Edwin R.A.Seligman and Alvin Johnson, eds., *Encyclopaedia of the Social Sciences vol.2* at 281, 282 (1930).

[51] *Id.*

[52] *Id.*

いた。

結局、「人種も依然として大きな分断線であり続けた。同化に関する科学的予測は、人種的マイノリティには当てはまらなかった[53]」。

このような結論は、異人種間の婚姻からも裏打ちされる。1913年には41州、第二次世界大戦後であっても、29州が異人種間の婚姻を禁止していた[54]。また、このような法律だけではなく、社会意識としても、異人種間の婚姻は避けるべきものとして捉えられていた[55]。

異人種間の婚姻を制度上禁止することによって、白人の純粋性を維持すると同時に、異質な人々が白人社会へ同化することを拒否した。

⑵白人社会から除外されたのは黒人だけではない。非白人の移民集団も、アメリカ社会において、主流派集団から距離を置いた生活を余儀なくされ、同時に、同化を拒否されてきた。これは、異人種間の婚姻禁止規定は、州や時代によるが、黒人と白人のみならず、アジア系移民、メキシコ系移民、インディアンも、規制の対象としていたこと[56]にも現れている。

このような態度には、第２章で触れたように、Madison Grant に代表されるような、白人の優位性と異人種の劣等性を自明視する人種的偏見が背景に存在していたことは言うまでもない。

これに対応して、各移民団体は、アメリカ化運動を展開し、文化、生活習慣レベルでの同化によって、合衆国社会に同化することを目指した[57]。

しかし、日系移民（合衆国市民権を取得した者も含む）に対する夜間

---

[53] Aleinikoff (2002), *supra* at 35.

[54] 松本悠子「「人種」と結婚―人種混淆をめぐる政治学―」川島正樹（編）『アメリカニズムと「人種」』（名古屋大学出版会・2005年）253頁。ごく少数の州では、20世紀末まで存続した。

[55] 同・251頁、259-260頁。

[56] 同・255頁、松本悠子『創られるアメリカ国民と「他者」「アメリカ化」時代のシティズンシップ』（東京大学出版会・2007年）149-150頁。

[57] 廣部・前掲72頁、粂井輝子『外国人をめぐる社会史―近代アメリカと日本人移民―』（雄山閣・1995年）133頁。

外出禁止命令[58]や、太平洋沿岸からの退去命令[59]に示されたように、異質な非白人集団に対する人種的偏見は依然として存続していた。第二次世界大戦中に日系移民が送られた収容施設は、言語、文化、宗教など、出身地の文化を捨て日系移民をアメリカ化することを目的とした、「教化センター[60]」と位置づけられている。

⑶以上より、アメリカ人という一つの人種、すなわち人種の融合を目指す「人種の坩堝」論は、黒人や非白人移民には、そもそも当てはまらないことが明らかであろう。また、各エスニック集団の文化多元主義を許容する「ハイフンつきのアメリカ人」論も、その前提が「アメリカ人であること」である以上、少数者であり続けることがアメリカ社会内部で劣位にあり続けることを意味する場合は、その対象にはならない。

2．インディアンと島嶼住民

以上では、20世紀前半のアメリカ社会における移民と人種の問題を中心にアメリカの自己理解について論じてきた。以下では、合衆国市民の範囲を捉える上で問題を提起する、インディアンとプエルトリコ住民について、合衆国政府がどのような反応を示してきたのかについて概略する。なお、移民に関する合衆国政府の反応については、第１部及び前節を参照してほしい。

2．1．インディアン―同化政策と方針の転換、再転換

2．1．1．同化政策―19世紀の継続

インディアンは、移民と黒人の中間的存在と位置づけられていた。す

---

[58] Hirabayashi v.United States, 320 U.S.81 (1943).

[59] Korematsu v.United States, 323 U.S.214 (1944).

[60] ジョン・ハワード(著)/砂田恵理加(訳)「日系アメリカ人収容下のアメリカ化とキリスト教福音主義―国民化回路にあるジェンダーの視点から」樋口映美＝中條献(編)『歴史のなかの「アメリカ」―国民化をめぐる語りと創造』(彩流社・2006年）161頁)。また、強制収容の実態、経緯については、竹沢泰子『日系アメリカ人のエスニシティ―強制収容と補償運動による変遷』（東京大学出版会・1994年)、村川庸子『境界線上の市民権―日米戦争と日系アメリカ人』（御茶ノ水書房・2007年)。

なわち、「同化可能ではあるが、同化していない[61]」人々という位置づけである[62]。

20世紀初頭のインディアン政策は、19世紀の路線を引き継ぎ、同化政策を維持していた[63]。この時期は、前章で述べたように、非アメリカ的価値観を持ちながら、先住民族である以上、外国人と異なり、国外に追放できないインディアンは、同化によって、アメリカに溶け込ませなければならないという発想に立脚していた。そして、同化政策の有力な手段としては、合衆国市民権の付与がある。

合衆国の建国当初は外国として扱われていたインディアンの合衆国市民権について、いくつかの部族が合衆国政府と条約を締結することによって規定されていた[64]ほかは、未整備だった。Elk v.Wilkins[65]において、インディアンは第14修正が規定する出生地主義による合衆国市民権の取得の対象外であると判断された結果、第14修正の効力による合衆国市民権の取得は認められなかった。ただ、インディアン自身が合衆国市民権の取得を望まなかったため、大きな問題にならなかった[66]。

1887年には、土地の割当を受け取ったインディアン個人に対して合衆国市民権の取得が認められ[67]、1901年には、インディアン領土にいるすべてのインディアンに対して合衆国市民権が認められていた[68]。

---

[61] Aleinikoff (2002), *supra* at 35.

[62] 類似の見解として、Charles Gordon, *The Racial Barrier to American Citizenship*, 93 University of Pennsylvania Law Review 237 (1945) がある。Gordon は、合衆国建設期の「若い共和国の人口は、黒人、インディアン、白人によって構成していた。第一の集団は帰化資格を持たず、第三の集団は受け入れられていた」（*Id.* at 241）と指摘する。これは、インディアンが白人と黒人の中間的存在であったことを示している。

[63] Clay Smith, chief ed., *American Indian Law Deskbook* 30-36 (3rd.ed., 2004).

[64] 詳細については、第3章を参照。一例としてポタワトミー族との条約（Treaty with the Pottawatomies of November 15, 1861, Art.Ⅲ, 12 Stat.1191, 1192.）を挙げることができる。

[65] 112 U.S.94 (1884).

[66] Sidney L.Harring, *Crow Dog's Case* 204 (1994).

[67] Act of February 8, 1887, ch.119, § 6, 24 Stat.388, 390.

[68] Act of March 3, 1901, ch.868, 31 Stat.1447.

1924年には、インディアンに対し、出生による合衆国市民権の取得を一般的に認める法律[69]が制定される。以後、インディアンは外国に匹敵する独自の主権を有する部族の構成員であって原則として出生地主義の効力は及ばず、外国人であるという建前が消滅し、合衆国市民に包摂される。インディアンの問題は、合衆国市民―インディアンの側からすれば半ば強制的に取り込まれてしまった―の内部で、どの程度までインディアンとしての独自性が認められるのか、という問題に変容した。

その一方で、合衆国政府側は、合衆国市民権を根拠に、他の合衆国市民と同等の扱いをすることが可能になる。したがって、この法律に対して、インディアン側は、多数者側の価値の押し付けと捉え、次のように批判した。

> 「合衆国政府が我々に対して合衆国市民権を強制することにより、合衆国政府は、我々に対して、今までより強い支配権を持つようになる。我々は、ほとんどの独立領域を喪失する。…白人が我々の土地の大半を取得し、その見返りに、我々が失った土地を保護する義務を負っていると我々は思っている。しかし､我々インディアンは、白人たちの社会に統合・同化することを望んでいない[70]」。
>
> 「この法律により、すべてのインディアンは、望むと望まないに関わらず、自動的に合衆国市民となった。これは、我々の主権の侵害である。我々の市民権は、我々の国家の中にある[71]」。

２．１．２．方針の転換―自治の回復へ

しかし、この頃には、同化政策には限界があることが自覚されるようになる。なぜならば、インディアンの経済的、社会的地位が低い状態が改善されないままだからである。

前章で述べたように、Lone Wolf v.Hitchcock[72]では、連邦議会の絶対

---

[69] Act of June 2, 1924, ch.233, 43 Stat.253.

[70] Clinton Rickard, *Fighting Tuscarora* 53 (1973).

[71] *Id.*

[72] 187 U.S.553 (1903).

的権限の法理を振りかざし、インディアン部族から土地を喪失した連邦議会の判断を承認している。

Lone Wolf 判決がもたらした「土地の喪失、賃貸収入の喪失、売買技術の欠如の結果、カイオワ族は1920年代までに、深刻な貧困に陥った。カイオワ族男性の失業率は60％に及び、現在まで低調なままである。Lone Wolf 判決によって、ほとんどの人々は、経済的無気力状態になった。全てのインディアンが犠牲者となる。土地割り当ては、インディアンの保有を個人化することに成功すると同時に、インディアンの貧困も個人化した。部族の土地がなければ、インディアンは経済的に無力である。将来投資するための担保財産を通じて部族資本を発展させることも不可能であった[73]」。

例えば、1928年に Lewis Meriam によって提出されたメリアム報告書は、次のように述べる。

> 「インディアン文化にとって必要な旧来の経済的基盤は、かなりの程度、破壊され、白人との接触によって、新たな問題が襲い掛かってきている…。経済的、社会的、法的な補正が行われなければならない。社会的補正には、健康も含まれる。白人文明の出現は、インディアンに対し、健康と公衆衛生という、新たな問題を生じさせている。…インディアンも、インディアンの近くに住む白人も、インディアンであり続け、自らの文化を維持することを望むインディアンが、健康と品位に関する最低限の基準に従って生活するように気遣っている[74]」。

メリアム報告書は、インディアンが白人との接触を絶って生活することができないと正面から認める[75]。しかし、他方で、インディアン社会

---

[73] Blue Clark, *Lone Wolf v.Hitchcock : Treaty Rights and Indian Law at the End of the Nineteenth Century* 96 (1994).

[74] Meriam Report, *in* Francis Paul Prucha ed., *Documents of United States Indian Policy* 221 (2nd ed.1990).

[75] 例えば、次のように述べている。白人文明の進行によって、「インディアン

が直面している経済的貧困とインディアン資源を保存する必要性を強調した[76]。

Hoxie によれば、当時の合衆国では、インディアンと白人の経済格差が激しい理由は、インディアンの「原始的性格[77]」に求められていた。「自然的『前進』は、インディアンが白人による指導の下にあり続ける場合にのみ、確実である[78]」。「対象となる集団の『精神的態度』が『原始的』であったとしても、教育と更なる『白人への同化』を実施する持続的な政策は、結果を示すだろう[79]」。すなわち、インディアンが白人社会へ溶け込むためには、ある程度の時間を必要とすると考えられていた。

1934年に制定されたインディアン再組織法[80]は、以前の同化政策、すなわち、連邦政府による部族の保護とは異なる思考に立脚していた。この法律の成立に際し、インディアン局長である John Collier は、前述したドーズ法の導入により、インディアンの土地が大幅に減少し、基盤が喪失したため、結果として、経済的、精神的な困窮に陥ったインディアンが増加したことを指摘し、土地割り当て制度が失策であったと認めている[81]。

文化が依拠する経済的基盤が破壊」されている。「この経済的基盤は、かつてのようには回復しない。インディアンが白人との接触を一切絶って生活することはありえない」。例えば、比較的、旧来の文化を維持している部族であっても、白人が開発した利器（衛生的な排泄処理施設を持つ家、白人のような衣服、病院の医師を伴って出産する、病気の際に医師にかかる、子どもを教育施設へ通わせる、自動車を購入するなど）を活用するインディアンもいる。旧式の生活を希望する者、白人と同様の生活を希望する者の存在を認め、「各インディアンの希望」に応じた考慮と援助が必要である（*Id.* at 220-221）。

[76] W.E. ウォシュバーン（著）/ 富田虎男（訳）『アメリカ・インディアン―その文化と歴史―』（南雲堂・1977年）246頁。

[77] Frederick E.Hoxie, *A final promise : the campaign to assimilate the Indians, 1880-1920* at 240 (1989).

[78] *Id.* at 241.

[79] *Id.*

[80] Act of June 18, 1934, ch.576, 48 Stat.984.

[81] Annual Report of the Commissioner of Indian Affairs, *in* Francis Paul Prucha ed., *Documents of United States Indian Policy* 225-226 (2nd ed.1990).

インディアン再組織法は、土地の等価交換や土地の購入など、様々な規定を設けたが、Collier の構想の中核は、以下の条文にあった[82]。

16条は、内務省による承認という限定つきではあるが、保留地上に居住する成人部族構成員の投票による採択を経れば、部族自身が、成文憲法・条例を制定できる権限を認めた[83]。さらに、同条は、自主的に制定した部族憲法に、更なる権限を規定することができると認めた。拡張可能な権限としては、法律顧問を雇う権限、部族の同意なしに土地を売却、譲渡、貸与することを規制する権限、連邦、州、地方自治体と交渉する権限を挙げている[84]。

17条は、成人インディアンの三分の一の請求に基づき、内務省が、部族に対して、法人格付与許可証（charter of incorporation）を発行することができると規定している。許可証は、部族が、動産的資産、不動産などの財産を購入、取得、管理する権限を定める。ただし、土地の売却、

Collier は、次のように述べる。「およそ300年近くもの間、アメリカの白人は、国を注文どおりにつくり上げたいと願うあまり、インディアンを、彼らは滅びゆく種族で、地上から抹消さるべきだという、誤った、そして悲劇的な考え方にたって扱ってきた。われわれはインディアンの最良の土地を取り上げ、条約や約束を破り、かつては全部彼らのものであったアメリカ大陸のうち、ほとんど価値のないガラクタ同然の土地を投げ与えた」。しかし、「この悲運の種族は、できれば人道的に、可能なかぎり早く消滅させるのがよいのだ、という数世紀来の考え方はもうなくなった」。「インディアンのために議会が支出する資金は、彼らが良質で適当な広さの自分の土地において、人なみな生活の糧を得、アメリカ生活の一構成要素として、自身の目的と理想に調和した、自尊心のもてる計画的な生活を営むことを可能ならしめるように生産的に使用する」。「インディアン事務局の主目的は、インディアンが現在所有している土地をすべて彼らがもちつづけ、統合整理するのを助けること、そしてまた、有効に生活を送ることができる、より広い、より良質の土地を提供することである。同様に重要なのは、インディアンの土地の利用が、そのまま土地を保全し、彼らの自立を保障し、社会生活を保護、あるいはつくり上げることにつながるよう、彼らを助けるという課題である」。平野孝（訳）/ 本間長世（解説）『アメリカ・インディアン〔第３版〕』（研究社・1986年）279-283頁。

[82] Smith, *supra* at 38.

[83] Act of June 18, 1934, ch.576, § 16, 48 Stat.984, 987.

[84] *Id.*

抵当、10年を超える貸与は認められていない[85]。

インディアン再組織法のこのような規定により、個別に割り当てられていた土地を部族の所有に戻すことが可能になり、保留地に対するインディアンの自己統治、及びその実施のための土地基盤の確保が実現することになった。Collier が展開した一連の政策の功績の一つは、「インディアン生活の強制的な『アトム化』に終止符をうったこと[86]」にあった[87]。

---

[85] *Id.* § 17, 48 Stat.984, 988.

[86] ウォシュバーン・前掲246頁。

[87] もっとも、インディアン再組織法は、18条で、成人インディアンの多数が反対した部族には適用されないと定めていた（Act of June 18, 1934, ch.576, § 18, 48 Stat.984, 988.）。そして、インディアン自身がこの法律の適用に反対する場合もあり、その反対する部族には、インディアン部族の中でも巨大な規模を持つナヴァホ族も含まれていた。ただし、適用を拒否した理由は、各部族により様々である。

例えば、インディアン再組織法は、個別に土地に割り当てられていた土地を買い戻す、または収用することによって、部族所有に戻すことを目指していたが、すでに土地の割り当てを受けていたインディアン個人には、自らの財産を奪われることについて反発を抱く者もいた。

また、ナヴァホ族の場合は、当時のナヴァホ族の中に、白人社会への同化を指向する進歩的な立場が有力であったことが大きい。例えば、ある者は、Collier の政策を、「逆行の第一歩」と捉え、「旅行者の娯楽向けの人間動物園として奉仕させるために、インディアンを、変わらないままにしておこう」としていると批判していた（ウォシュバーン・前掲249頁）。

このように、インディアン再組織法は、インディアンの自治を回復するために制定されたが、必ずしも成功したわけではない。

なお、インディアン再組織法を受けた各インディアン部族の動向、インディアン再組織法の成立過程などについては、内田綾子『アメリカ先住民の現代史―歴史的記憶と文化的継承―』（名古屋大学出版会・2008年）40-44頁、野口久美子「インディアン再組織法案審議に見るインディアン・アイデンティティの多様性―インディアン議会議事録の検討をてがかりに―」史苑65巻２号119頁（2005年）、水野由美子『〈インディアン〉と〈市民〉のはざまで―合衆国南西部における先住社会の再編過程―』（名古屋大学出版会・2007年）161-171頁を参照。

２．１．３．再転換―管理終結政策

しかしながら、この法律に対して、第二次世界大戦末までは、保留地における生活条件が実質的に改善されていない、必要なものは明確な同化政策であるという批判や、インディアン再建法は行政上のコストがかかりすぎるという批判、同法は同化の進展が遅いという批判が展開されていた[88]。

このような批判を受けて、1950年代には、保留地システムの撤廃や、インディアンを一般的な州権限に服させることを通じて、連邦政府がインディアンに対する管理から手を引く、すなわち、合衆国によって保護されている地位を終了させる政策を採用するようになった。この政策を実施した連邦議会の目的は、インディアンを、他の合衆国市民と同様の法律に服させることであった[89]。この政策により、100以上の部族及びバンドが消滅し[90]、彼らの土地が売却されることにより、インディアンの部族主権は、連邦による管理から「終結（termination）[91]」に近づいた。さらに、教育プログラムの責任を、部族、連邦政府から州へ、連邦健康プログラムの実施責任をインディアン局（BIA―Bureau of Indian Affairs）から、保健社会福祉省へと移した[92]。

1953年に、連邦議会は、インディアン保留地上で生じた刑事、民事に関する事件に対して、州管轄権を認める法律を制定した[93]。この法案の審議に際し、委員会は、次のような認識に立脚していた。

「各州は、インディアン保留地上、または他のインディアン地域上に

---

[88] Charles F.Wilkinson & Eric R.Biggs, *The Evolution of the Termination Policy, reprinted in* John R.Wunder, *Constitutionalism and Native Americans, 1903-1968* at 197, 204-205 (1996).

[89] House Concurrent Resolution 108 of August 1, 1953, 67 Stat.B132.

[90] 一例として、連邦政府による監督が終了したミノミニー族を挙げることができる。Act of June 17, 1954, ch.303, 68 Stat.250.

[91] 一連の政策は、「管理終結政策（termination policy）」と呼ばれている。この点については、Bruce Elliott Johansen.ed, *The Encyclopedia of Native American Legal Tradition* 320-323 (1998) を参照。

[92] Act of August 5, 1954, ch.658, 68 Stat.674.

[93] Act of August 15, 1953, ch.505, 67 Stat.588.

おいて生じたほとんど犯罪について、インディアンを訴追する権限を持たない。インディアン保留地を有する州において、連邦刑事法を適用することは、限られている[94]」。また、連邦地方裁判所が有する管轄の範囲も限定されている。「実際上の問題として、インディアン領土内において法及び命令を実施することは、インディアン集団に大きく委ねられている。多くの州では、インディアン部族は、このような機能を果たすほど、十分に組織化されていない[95]」。その結果、「隙間[96]」が形成されてしまう。同様の理由により、民事に関する事件についても、州管轄権をインディアン保留地へと拡張することは有益である。「勧告した法案は、インディアンの部族慣習や、部族法を、民事事件に適用することを維持している。しかし、その部族慣習や部族法は、適用される州法と矛盾がない限りにおいて、である[97]」。

このような委員会の認識からも、インディアンを、通常の合衆国市民と同一の処遇に近づけようとする立場を看取できる。この法律は、「部族慣習、部族法を、地方的な、非インディアンによる慣習、法へと置き換える道[98]」を形成した、と評価されている。

２．２．島嶼事例―自治権の漸進的拡大

19世紀末に合衆国が取得した海外領土の住民に対して、合衆国政府は、合衆国市民権取得資格の付与や、自治能力の強化のための政治制度の整備、州昇格への踏み台の準備などを行っていた。

２．２．１．プエルトリコ住民の法的地位の変遷

⑴既に述べたように、プエルトリコは、1898年に、米西戦争の講和条約によって、スペインから取得した領土の一つである[99]。取得した直後の

---

[94] Senate Report No.699, *in* United States Code Congressional and Administrative News 83rd Congress-First Session 1953 vol.2, at 2411.

[95] *Id*. at 2411-2412.

[96] *Id*. at 2412.

[97] *Id*.

[98] Wilkinson & Biggs, *supra* at 216.

[99] Treaty with Spain of December 10, 1898, Art.Ⅱ, 30 Stat.1754, 1755.

1900年に、連邦議会は、プエルトリコ政府の組織や徴税を定める法律（通称「フォレイカー法」）[100]を制定した。

この法律は、執行、立法、司法の設置を定めた。しかし、最高権限を持つ知事は、上院の助言と承認を経て、合衆国大統領が任命すると定めていた[101]。同時に、フォレイカー法は、プエルトリコに居住している者を、スペインに忠誠を誓っている者を除いて、「プエルトリコ市民（citizens of Porto Rico）」とし、プエルトリコに居住している合衆国市民とともに、「プエルトリコ人民の名の下で、政体を構成する[102]」存在と位置づけた。ただし、同法は、プエルトリコにおいて実施される選挙におけるプエルトリコ市民の投票権を保障していた[103]ものの、合衆国憲法が規定しているような、権利章典は定めていなかった。

このように、「プエルトリコは、合衆国に属するが、合衆国の一部ではない。プエルトリコ住民は、合衆国市民ではないが外国人でもない。合衆国憲法の外部にいると同時に内部にも含まれ、合衆国市民と同様の保護も受けるが、アメリカの法体系が正式に承認した権利の全てを行使できるわけではない[104]」[105]。

ところが、1917年に制定された法律（通称「ジョーンズ法」）[106]では、大きく変化する。第一に、プエルトリコ住民は、自ら取得するつもりが

---

[100] Act of April 12, 1900, ch.191, 31 Stat.77.

[101] *Id.* § 17, 31 Stat.77, 81.

[102] *Id.* § 7, 31 Stat.71, 79.

[103] *Id.* § 29, 31 Stat.77, 83.

[104] Efren Rivera Ramos, *The Legal Construction of American Colonism: The Insular Cases (1901-1922)*, 65 Revista Juridca Universidad de Puerto Rico 225, 264 (1996).

[105] 裁判所も、中途半端な状態を承認している。例えば、Gonzales v.Williams, 192 U.S.1 (1904) では、プエルトリコ市民は、合衆国市民かどうかは別として、移民法上の外国人ではないと判示している。その根拠として、プエルトリコ市民は合衆国に永久忠誠を誓っていること、合衆国領土内に平和的に居住していること、プエルトリコ内部の組織法が合衆国によって制定されたこと、そして、当該法律が合衆国憲法を支持する政府職員を通して執行されていることを挙げている（*Id.* at 13）。

[106] Act of March 2, 1917, ch.145, 39 Stat.951.

ないことを選択しない限り、合衆国市民権を取得すると定められた[107]。その後、1940年に制定された国籍法[108]により、プエルトリコ人は出生によって合衆国市民権を取得することになった。これを原型として、現在の移民国籍法302条[109]に受け継がれている。

第二に、ジョーンズ法は、合衆国憲法と類似の権利章典を定めた[110]。これにより、プエルトリコ政府が権限を行使する抑止と同時に、プエルトリコ住民に対する権利保障が実現した。

第三に、ジョーンズ法によって、プエルトリコ政府の統治権限が大幅に拡大した。これにより、プエルトリコ住民が自己統治を行う範囲が拡大した。

1947年の改正によって、知事がプエルトリコ住民の選挙によって選ばれるようになった[111]。これは、連邦議会が、プエルトリコ住民の政治能力が低くなく、プエルトリコの自治権を拡大しても不都合がないと認識していたことを背景としている[112]。この改正は、プエルトリコ住民によ

---

107 Act of March 2, 1917, ch.145, § 5, 39 Stat.951, 953.

108 Nationality Act of 1940, ch.876, § 202, 54 Stat.1137, 1139 (1940).

109 Immigration and Nationality Act, ch.477, § 302, 66 Stat.163, 236 (1952) [8 U.S.C.A.1402]. なお、この法律については、布井敬次郎『米国に置ける出入国および国籍法上巻〈解説編〉』（有斐閣・1985年）、同『米国における出入国及び国籍法下巻〈全訳編〉』（有斐閣・1985年）。訳出するに際し同書を参照したが、必ずしも従っていない箇所もある。

現行の条文は、次のように規定されている。「1899年４月11日以後1941年１月13日以前にプエルトリコで出生し、合衆国の管轄権に服し、1941年１月13日にプエルトリコまたは合衆国が主権を有する他の領域内に居住し、他のいかなる法律によっても合衆国市民でない者は、すべて、1941年１月13日現在をもって合衆国の市民であると宣言される。1941年１月13日以後にプエルトリコで出生し、かつ合衆国の管轄権に服する者は、すべて出生による合衆国市民とする」。

110 Act of March 2, 1917, ch.145, § 2, 39 Stat.951, 951-952.

111 Act of August 5, 1947, ch.490, 61 Stat.770.

112 連邦議会は、当時のプエルトリコの状況について、次のように認識していた。「プエルトリコ人民は、自らのイニシアティブに基づいて自らに関する事項を十分に管理している。そして、連邦議会は、プエルトリコ立法府が制定した法律を無効にできる自らの大権を行使する必要性を見出していない。そのうえ、

る自治にとって、大きな意味を持つものの、従来のプエルトリコの地位に変更はなく、立法に際し、「連邦議会は、プエルトリコに関する法律を制定する憲法上の権限、島嶼法を審査する憲法上の権限を放棄していない[113]」と改めて確認されている。

もっとも、このような法改正が行われたとしても、プエルトリコは、合衆国市民にとって異質な存在、辺境と捉えられていた。Jose Rrias Monge は、次のように指摘している。

> 「文化的同化は、当初から植民地政策の中核であったが、成功していない。英語を公共機関の使用言語として宣言し、プエルトリコ住民が知事を自ら選出し、教育省を支配下においた直後、1940年代後半には、状況が変化した。しかし、結果は芳しくない。今日でも、プエルトリコに居住する島民のうち、十分に英語が堪能な者は、20％弱に過ぎない。
>
> 経済的状況は、アメリカによる統治のうち、最初の1/4の期間は、改善していないどころか、いくつかの点では悪化している。1940年における一人当たりの年間所得は、121ドルに過ぎず、40年前とほとんど変化がない。1899年の失業率は17％であったが、20年後には20％に上昇し、1926年―大恐慌の直前―には、30.4％に達している。1940年の出生率は、1000人あたり38.7人であって、1900年の統計では38人であった。平均寿命は改善されたが、1940年は、男性が45.12歳、女性が46.92歳に過ぎない。プエルトリコ島に対する連邦の助成は、1940年の時点では、約800万ドルであった[114]」。

プエルトリコ人民は、選挙権を大規模に行使することによって、高い政治意識を示している。1944年に実施された一般選挙では、82.2パーセントの登録者が選挙に行った」（House Report No.455, *in* United States Code Congressional Service Law of 80th Congress 1st Session, at 1588）。

[113] *Id.*

[114] Jose Rrias Monge, *Plenary Power and the Principle of Liberty:An Alternative View of the Political Condition of Puerto Rico*, 68 Revista Juridica Universidad de Puerto Rico 1, 8 (1999).

⑶このような状況下で、プエルトリコでは、合衆国からの独立を求める立場と州への昇格を求める立場が対立していたが、Luis Munoz Marin―元々は独立を求める改革運動派であって、初代知事に就任している―は、独立、州昇格の双方の選択も、現実的可能性が低いことを正面から認めた上で、第三の道として「コモンウェルス（Commonwealth）」という地位を求めた。これは、以下の三点において、植民地とは異なっている。「プエルトリコと合衆国の関係が変化し、同意原理が、プエルトリコに対する合衆国の権限の根拠として用いられている。プエルトリコは、自らが採択した憲法のもと、広い範囲で領土内の自己統治を行うことができる。この関係の条件は変更することがある[115]」。

Marin による指導の下、1950年には、プエルトリコ内でプエルトリコ憲法を制定することが圧倒的な支持を集めたことを受けて[116]、連邦議会は、「プエルトリコ人民が自ら採択した憲法に従って政府を組織する[117]」ことを承認した。このとき、連邦議会は、プエルトリコと合衆国の関係を「協約（Compact）[118]」と位置づけ、「同意による統治の原理[119]」を承認している。

そして、1950年法は、憲法制定会議の設置も定めた。ただし、同法は、プエルトリコ憲法であっても、合衆国憲法と合致しなければならないこと、連邦議会による承認が必要なことを条件としている[120]。そして、1952年には、レファレンダムの実施、連邦議会の承認[121]を経て、プエルトリコ憲法が成立する。

ただし、このようにプエルトリコの自治が拡大したとしても、プエルトリコの法的地位は変わらない。例えば、立法を主導した Joseph C.O' Mahoney 上院議員は、「現在検討中のこの法案は、合衆国とプエルトリ

---

115 *Id.* at 9.

116 House Report No.2275, *in* U.S.Code Congressional Service 81st Congress 2nd Session 1950 vol.2, at 2682.

117 Act of July 3, 1950, ch.446, § 1, 64 Stat.319.

118 *Id.*

119 *Id.*

120 *Id.* § 2, 64 Stat.319.

121 Joint Resolution of July 3, 1952, ch.567, 66 Stat.327.

コの政治的、社会的、経済的関係を変えるものではない[122]」と明言している。

また、立法者は、この時点であっても、プエルトリコが合衆国に「編入」されたとは理解していない。当時、アラスカやハワイが合衆国に「編入」され、州昇格への道を歩んでいた一方で、プエルトリコは、独立か、州昇格か、依然として未定のままの地位に置かれていた[123]。

２．２．２．グアム及びヴァージン諸島住民の法的地位の変遷

上記では、プエルトリコにおいて自治権が拡大する過程を簡潔に描写した。グアムやヴァージン諸島についても、基本的な傾向は変わらない。⑴グアムは、プエルトリコと同じく、1898年に、米西戦争の講和条約によって、スペインから取得した領土の一つである[124]。

しかし、グアムは、合衆国による取得直後の1900年法によって、二院制及び二年ごとの選挙を定めるなど、ある程度の自治権が認められていたプエルトリコ[125]とは異なり、1898年12月23日に発した William McKinley 大統領の行政命令[126]により、海軍による軍政が敷かれていた。

この間、グアムは、日本軍による４年間の統治期間を除いて、合衆国海軍による指揮の下、経済的、社会的発展を遂げてきた。また、1945年には国際連合憲章が成立し、その11章では、非自治地域に対して自治を拡大することを定めている。連邦議会は、この２つの要因から、海軍による統治に代わって、住民による自己統治を実現する政策を採用した[127]。

---

[122] House Report No.2275, *supra* at 2685.

[123] *Id*. at 2683-2684.

[124] Treaty with Spain of December 10, 1898, Art.Ⅱ, 30 Stat.1754, 1755.

[125] Act of April 12, 1900, ch.191, § 27, 31 Stat.77, 82.

[126] Senate Report No.2109, *in* United States Code Congressional Service 81st Congress-Second Session 1950 vol.2, at 2856. この行政命令は、「ラドロネ諸島内のグアム島は、これによって、海軍省の支配下に置かれる。海軍省は、合衆国の権原を確立するために必要な措置を行い、グアム島に必要な保護と政治体制を与える」と規定している。

[127] *Id*. at 2841.

その結果成立した法律が、グアム組織法[128]である。この法律は、グアム内で出生した者に対する合衆国市民権の付与を認める[129]と同時に、権利章典も定めた[130]。さらに、行政、立法、司法を設置する。立法権を行使する議会は、一院制であって、議員は選挙によって選出されることが定められた[131]。

ただし、行政の長であるグアム知事は、上院の助言と承認を得た上で、大統領が任命すると規定した[132]。知事には、グアム領土内で、アメリカ合衆国の法律、グアム法を誠実に執行するほか、軍隊を召集する権限を有していた[133]。

1968年の法改正[134]によって、グアム知事が選挙によって選ばれるようになった。この法改正に至るまで、連邦議会は、グアム政府の徴税範囲の拡大、グアム政府に対して民事訴訟を提起することなど、グアム人民がグアムを統治する際に担う責任の範囲を拡大してきた[135]。そして、グアムは、上記に述べたように、1950年以降、議員を選挙によって選出してきた。

このように、「グアム人民は、自らの立法府を選挙によって選出する18年間の経験を持ち、信頼の置ける方法で選挙を行う能力を有していることを証明している。グアム人民は、提携し、議論し、グアム地方の問題に関する意見に、賛否を示している。同様に、立法府も、争点について討論し、同時に、立法府では制限を受けずに、任命された知事に対する不同意を示す。グアムに存在している強力な二大政党は、グアム人民の政治的成熟性を示している[136]」。

---

[128] Organic Act of Guam, ch.512, 64 Stat.384 (1950).
[129] *Id.* § 4, 64 Stat.384, 384-385 (1950).
[130] *Id.* § 5, 64 Stat.384, 385-386 (1950).
[131] *Id.* § 10, 64 Stat.384, 387 (1950).
[132] *Id.* § 6 (a), 64 Stat.384, 386 (1950).
[133] *Id.* § 6 (b), 64 Stat.384, 386 (1950).
[134] Guam Elective Governor Act, Pub. L. No.90-497, 82 Stat.842 (1968).
[135] House Report No.1521, *in* United States Code Congressional and Administrative News 90th Congress-Second Session 1968 vol.3, at 3565.
[136] *Id.* at 3566.

⑵ヴァージン諸島も、グアムと同様の経過を辿る。合衆国は、パナマ運河をドイツ軍から防衛するために[137]、1917年にヴァージン諸島をデンマークから取得する[138]。1917年から1931年までは、海軍による軍政が敷かれていたが、1931年に、ヴァージン諸島の行政責任が、海軍省から内務省へ移転した[139]。

1936年には、合衆国ヴァージン諸島組織法[140]が制定される。この法律は、ヴァージン諸島内に、立法、行政、司法を設置することを定めた。立法権は、資格を有する者の選挙によって選出される議員によって構成される議会が持つと定めていた[141]。しかし、行政権を担うヴァージン諸島知事は、上院の助言と承認を経て、大統領が任命すると定めていた[142]。

1954年には、ヴァージン諸島改正組織法[143]が制定される。この法律は、権利章典を規定した[144]ほかは、立法府の効率化[145]を実現したが、大統領が知事を任命することは変わっていない[146]。

1968年には、ヴァージン諸島民選知事法[147]が制定され、知事が住民の選挙によって選出されるようになる[148]。この改正をめぐる議会資料は、グアムと同じく、ヴァージン諸島住民も、制限的な自己統治システムの中で、十分に政治能力が発達していることを示したことを改正理由として挙げている[149]。

---

[137] Senate Report No.1271, *in* United States Code Congressional and Administrative News 83rd Congress-Second Session 1954 vol.2, at 2587.

[138] Convention with Denmark of August 4, 1916, 39 Stat.1706.

[139] Senate Report No.1271, *supra* at 2587.

[140] Organic Act of Virgin Islands of the United States, ch.699, 49 Stat.1807 (1936).

[141] *Id.*§ §5, 6, 49 Stat.1807, 1808 (1936).

[142] *Id.*§ 20, 49 Stat.1807, 1812 (1936).

[143] Revised Organic Act of the Virgin Islands, ch.558, 68 Stat.497 (1954).

[144] Id.§ 3, 68 Stat.497, 497-498 (1954).

[145] *Id.*§ §5-10, 68 Stat.497, 498-503 (1954).

[146] *Id.*§ 11, 68 Stat.497, 503 (1954).

[147] Virgin Islands Elective Governor Act, Pub.L.No.90-496, 82 Stat.837 (1968).

[148] *Id.*§ 4, 82 Stat.837 (1968).

[149] House Report.No.1522, *in* United States Code Congressional and

ただし、グアムとヴァージン諸島は、1947年に知事が住民の選挙で選出されていたプエルトリコ[150]と異なり、自治権の拡大が一回り遅れていた。

3．判例の展開―20世紀前半の絶対的権限の法理

上記では、合衆国市民にとって異質な人々に対する20世紀前半のアメリカ社会の反応を記述した。では、この時期に、判例は、どのような展開を遂げたのか。以下では、判例の展開を概観する。

3．1．移民―19世紀の継続

移民法については、19世紀の展開の延長線上にあった。例えば、第2章で述べたように、戦時下を反映して、「連邦議会が定めた手続きがどのようなものであっても、入国を拒否された外国人が問題となる限り、それは、適切な（due）プロセスである[151]」という思考に依拠していた。

例えば、Harisiades v. Shaughnessy では、法廷意見は、退去強制手続は刑事罰ではないため、事後法の禁止が及ぶとは認めず、1940年に制定された外国人規正法以前に共産党の党員であったことを理由として、合法的に居住する外国人を退去強制することは事後法の禁止に該当しないと判断した[152]。この判決では、共産主義者である外国人を規制することにより国家の安全性が達成されるという連邦議会の判断を受け入れた[153]。

3．2．インディアン―絶対的権限の維持と劣位性の承認

(1)インディアンについても、判例は、基本的には、絶対的権限の法理に依拠していたと言っても良い。

この時期の判例が、絶対的権限の法理を支持していたことは、例えば、

Administrative News 90th Congress-Second Session 1968, vol.3, at 3548-3550.

[150] Act of August 5, 1947, ch.490, 61 Stat.770.

[151] Knauff v.Shaughnessy, 338 U.S.537, 544 (1950).

[152] 342 U.S. 580 (1952).

[153] *Id*. at 590.

「インディアンは、国家の保護下にあり、連邦議会は、部族関係、部族財産を完全に支配できる。この権限は、インディアンが合衆国市民となった後も存続する[154]」と判示した Williams v.Johnson や、「他のインディアン部族と同様、クリーク族は、完全な権限を有する合衆国による被後見人である。もし合衆国がクリーク族の方針を適切なものだと判断したならば、合衆国は、彼らにかかわる事項を完全にコントロールし、誰が部族の構成員かを明らかにし、彼らの間で土地と財源を分配し、部族政府を終了させる権限を有する[155]」と判示した Sizemore v.Brady を挙げるだけで十分であろう。

⑵ところで、Wilkins によれば、判例において、インディアンに関する連邦議会の権限を、「絶対的（Plenary）」という用語を用いてその性質を描写したのは、Stephen v.Cherokee Nation[156]である[157]。

しかし、「絶対的（plenary）」な連邦議会の権限が、文字通り「絶対的、完全、無制約（Full；entire；complete；absolute；perfect；unqualified）[158]」な権限である、とは捉えられていない。

この時期には、連邦議会が有する絶対的権限に対する制約可能性を正面から認める判決も登場した。

例えば、「絶対的」という用語を初めて用いた Stephens 判決であっても、「連邦議会は、インディアン部族に関する立法について、合衆国憲法にのみ服する絶対的権限を有している[159]」と判示している。この判

---

[154] 239 U.S.414, 420 (1915).

[155] 235 U.S.441, 447 (1914).

[156] 174 U.S.445, 478 (1899).

[157] David E.Wilkins, *The U.S.Supreme Court's Explication of "Federal Plenary Power:"An A Analysis of Case Law Affecting Tribal Sovereignty, 1886-1914, reprinted in* John R.Wunder ed., *Native American Sovereignty* 97, 105 (1996).

[158] Mashunkashey v.Mashunkashey, 191 Okla.501, 504 (1942). これは、判決が、「絶対的権限（plenary power）」の「絶対的（plenary）」の意味を、辞書的な語義の点から明らかにしようとしている文脈で用いられたフレーズである。どのように訳出するか悩んだが、近いニュアンスの訳語を並べ、原語を括弧内に入れることにした。

[159] 174 U.S. 445, 478 (1899).

示は、後の United States v. Alcea Band of Tillamooks[160]においても、絶対的権限に対する制約を認める根拠として用いられている。

また、譲渡されたインディアン保留地上で酒を販売することを規制する権限の所在が争われた Perrin v.United States[161]では、合衆国最高裁判所は、「その権限が、インディアンの存在と、合衆国政府による保護下にある者としての地位から生ずるものである以上、その権限は、インディアンの保護にとって、十分に重要なものでなければならない。さらに、それが有効であるためには、その権限行使は、純粋に恣意的なものではなく、いくぶんかの合理性に基づいていなければならない[162]」と判示した。

もっとも、この判示は、合衆国政府に委ねられた信託責任―これは合衆国政府がインディアンを保護する責任を負っていることが前提となっている。この点については前章を参照―を根拠として連邦議会の絶対的権限の制約可能性を認めたが、具体的にどのような手法を用いるのかという点については、連邦議会の判断を尊重する立場を採っている。それは、上記の判示に続いて、「インディアンの保護にとって、何が十分に重要なのかを決定するに際し、連邦議会は広範な裁量をゆだねられている。そして、連邦議会による立法は、それが純粋に恣意的なものでないかぎり、裁判所はそれを受け入れ、完全な有効性を与えなければならない[163]」と判示していることから読み取れる[164]。

このような判例の概観から、インディアンに関する20世紀前半の判例は、連邦議会が有する絶対的権限について、インディアンの保護という観点からの制約可能性は認めていたものの、絶対的権限の基本原則は維持していたと言える。その結果として、判例は、インディアンの自律を削りとる連邦議会の判断を追認していた。

---

[160] 329 U.S. 40 (1946).「インディアン事項に関する連邦議会の権限は、絶対的なものである。しかし、それは、無制限ではない」（*Id.* at 54）と判示する際、Stephens 判決を引用している。

[161] 232 U.S.478 (1914).

[162] *Id.* at 486.

[163] *Id.*

[164] Wilkins, *supra* at 101.

⑶また、この時代の判例も、インディアンを劣った人々だと認識していた。例えば、プエブロ族の土地に酒を持ち込むことを規制した制定法の合憲性が争われた United States v.Sandval[165]において、法廷意見は、「（プエブロ族は、―引用者注）孤立し、離れた共同体の中で生活し、原初的な生活様式に固執し、迷信や呪物崇拝に広く影響を受け、祖先から受け継いだ残虐な習慣に従って統治されている。彼らは、本質的に、単純、無知であって、劣った人々である[166]」という認識を示した。

ただし、この時期に、裁判所内に、インディアンと通常の合衆国市民の法文化の差異を認識する見解が存在していたことは、注目すべきである。Jackson 裁判官は、Northwestern Bands of Shoshone Indians v. United States[167]の同意意見において、「インディアンにとって、土地所有は、巨大な共有物としての土地を放浪することを意味する。彼らにとって、土地を所有し、享受することは、太陽、西風、空気の流れの感覚を所有し、享受することと等しい。不動産法の基礎となる取得は、『文明人』のみが実現できることである[168]」という認識を示した。この認識は、あくまで同意意見内に示されたものであり、また、同意意見にも Black 裁判官が同調したに過ぎず、強い影響力を有している見解ではない。しかし、この同意意見は、個人の土地所有がインディアンにとって馴染みがない概念であることから生じるインディアンの不平、困難さを認識している。

３．３．島嶼事例―絶対的権限の法理と劣位性の承認

⑴前章で述べたように、異質な他者である外国人を排斥する過程において成立した絶対的権限の法理は、合衆国の膨張によって新たに吸収された新領土住民にも拡張される。20世紀前半においても、新領土である島嶼に居住する住民に対して、連邦議会は絶対的な権限を持つ、と考えら

[165] 231 U.S.28 (1913).
[166] *Id*. at 39.
[167] 324 U.S.335 (1945).
[168] *Id*. at 357.

れてきた[169]。

この点について、20世紀前半の島嶼事例に関して重要な判例は、Balzac v.Port Rico[170]である。これは、文書による名誉毀損として訴えられた被告人が、合衆国憲法が保障する陪審による裁判を求めた事案である。当時のプエルトリコ刑事手続法では、重罪にのみ陪審による裁判を規定していた。

争点は、陪審による刑事裁判を保障している第６修正がプエルトリコに適用されるかどうか、であった。前章にて示したように、当時、「編入」理論という法理が形成されていた。これによれば、プエルトリコが合衆国に「編入（incorporated）」されていれば、第６修正は適用される。

ところで、1917年に制定されたジョーンズ法は、プエルトリコ住民に対して合衆国市民権の取得を認め、さらに、権利章典を定め、プエルトリコ住民に対する権利保障を実現した[171]。

では、ジョーンズ法の制定は、プエルトリコが合衆国に「編入」したことを示しているのか。

この点について、関心を引き起こす先例は、Rassmussen v.United States[172]である。この判決では、合衆国が、新たに取得したアラスカ領土の住民に対して、アメリカ合衆国市民権を付与し、政治的、市民的権利を認めたことを主要な根拠として、アラスカが、合衆国に編入されたと判示した[173]。

Rassmussen 判決に従うならば、プエルトリコも、合衆国に編入されることになりそうである。しかし、Taft 長官による法廷意見は、アラ

---

[169] 例えば、Springer v.Government of the Phillipine Island, 277 U.S.189, 208 (1928) では、連邦議会はフィリピン議会が制定した法律を無効にする権限を有すると判示している。なお、この法廷意見を執筆したのは Sutherland 裁判官である。Sutherland 裁判官の見解については、第４章を参照。

[170] 258 U.S.298 (1922).

[171] Act of March 2, 1917, ch.145, § § 2, 5, 39 Stat.951, 951-952, 953.

[172] 197 U.S.516 (1905).

[173] また、編入理論を最初に提示した Downess v.Bidwell, 182 U.S.244 (1901) の White 裁判官同意意見（内容については前章を参照）では、合衆国市民権の付与は、編入の意思を示す判断要素となっている（*Id*. at 332-333）。

スカとプエルトリコを区別し、プエルトリコの編入を認めなかった。法廷意見によれば、プエルトリコと異なり、「アラスカは、広大な領土であって、人がごく僅かしか居住していない。アメリカ市民による移民及び定住の機会が開かれている。アラスカは、アメリカ大陸にあり、合衆国本土から容易に手が届く範囲にある。アラスカは、…フィリピンやプエルトリコを編入するときに抱える困難さがない[174]」。

法廷意見の思考は、アメリカ市民が移住する機会が開かれているアラスカでは、第６修正が保障する公平な陪審が認められるが、プエルトリコでは適用の余地がないことになる。結局、法廷意見は、合衆国憲法の適用を、「地域性[175]」に基づいて判断していることになる。

さらに、Taft 長官による法廷意見は、陪審制度を次のように捉える。

> 「陪審制度は、陪審の責任を負うことに訓練された市民を必要とする。コモンローを採用している国では、何世紀もの伝統が積み重なっているため、陪審制度が前提としなければならない、公正な態度という観念が形成されている。陪審制度は、司法への参加という自覚的義務を前提とした制度であって、人民による統治という環境の中で成長していない人々が、直ちに獲得することは困難である[176]」。

そして、法廷意見は、陪審制度を実施しなかった理由を、連邦議会が、「フィリピン人やプエルトリコ人のような人々―彼らは、陪審を知らない司法システムに慣れ、明確に形成された習慣と政治信条を持って、小規模で旧式の共同体の中で生活している―自身が、どの程度までアングロサクソン由来の制度を採用することを希望するのか、そして、いつ希望するのかを判断するべき[177]」と考えたからだ、と指摘する。

その上で、法廷意見は、「合衆国は、パリ条約によって取得した諸島

---

[174] *Balzac*, 258 U.S.at 309.
[175] *Id.*
[176] *Id.* at 310.
[177] *Id.*

に対して、自由に、アメリカ憲法上の保障を与えることができるが、スペイン人及び大陸法国家に対して、彼らが望むまでは、陪審制度を強要しないようにしている[178]」という認識を示した。

この判示は、法廷意見が、プエルトリコ住民に対する連邦議会の認識を指摘しているだけに止まらない。Torruella は、この法廷意見を執筆した Taft 長官は、プエルトリコには陪審を認めないという結論を導くために、基本的事実を無視していると批判している[179]。

第一に、「1901年以降、プエルトリコ独自の刑事裁判所は、プエルトリコ刑法に従って、重罪事件に関して陪審裁判を実施していた[180]」。「陪審員が、自らの責任を十分に理解することができないという事実は報告されていない[181]」。また、上述のように、1917年以降、プエルトリコ住民であっても、合衆国市民権の取得が認められた。合衆国市民権を取得したプエルトリコ人が、合衆国本土に移住した際、当然、陪審制度に参加することになる。

第二に、プエルトリコは、1900年以降、選挙による統治を実施していたが、1909年に、プエルトリコ議会が、William Howard Taft 大統領―Balzac 判決の法廷意見を執筆した Taft 長官と同一人物である―との間に予算論争があった以外に、特に問題は唱えられていなかった[182]。

したがって、当時のプエルトリコ人が、「人民による統治」に不慣れであって、「陪審を知らない司法システム」の下で生活していたわけではない。むしろ、この判示は、Taft 長官が、プエルトリコに陪審を認めないという「予め決定されていた結論に、自らの希望に従い、盲目的に到達した[183]」だけと評価されている。

---

[178] *Id.* at 311.

[179] Juan R.Torruella, *The Insular Cases:The Establishment of a Regime of Political Apartheid*, 29 University of Pennsylvania Journal of International Law 283, 326 (2007).

[180] *Id.* at 327.

[181] *Id.*

[182] *Id.*

[183] *Id.* at 326. さらに、Taft 長官が McKinley 大統領からフィリピン統治委員会の委員長に任命され、McKinley 大統領によるフィリピン統治の実際上の担い

このように、編入か未編入かの区分の際には、誰が合衆国市民として相応しいのか、という判断が背後にある。「合衆国に帰属する領土であるが、合衆国の一部ではない[184]」プエルトリコに居住する島嶼住民は、合衆国市民として認められていたが、未編入地域に居住する者であって、合衆国憲法上の保障が十分に及ばない「二級市民（second-class citizenship）[185]」、あるいは合衆国市民にとって「他者（others）[186]」に過ぎない。

⑵この時期も、判例は、連邦統治領に関する連邦議会の絶対的権限を、承認していた[187]。フィリピンについては、ココナッツオイルに対する課税及び、その税収がフィリピン諸島政府の財源に納められることについて争われたCincinnati Soap Co. v. United Statesにおいて、「連邦統治領、合衆国の領土、属領」に関する「立法の際、連邦議会は、連邦法が州の政体を問題にするときは受ける制約と同じ制約を受けない[188]」と判示している。Hooven & Allison Corporation v.Evattでは、フィリピン住民が合衆国本土に来る際に、他国と同様にクオータ制を用いていること、外国人の入国拒否・退去強制を定める移民法の規定がフィリピン住民にも適用されていることなどを挙げ、フィリピンは、実際には外国ではないが、合衆国の法律上、主権を有する別個の国のように扱っていると指摘し、フィリピンは未編入領土であったと結論を下している[189]。なお、フィリピンはHooven & Allison Corporation判決の翌年の1946年に独立しているため、上記の判示は現実の政治的判断とも整合性が取れている。

ハワイについては、公益事業委員会税の滞納を理由としてハワイ準州

手であったことも注目すべき点である。Taft委員会の活動については、北原仁「占領と憲法―カリブ海諸国とフィリピン⑵」駿河台法学第24巻１・２合併号141頁（2010年）を参照。

184 Ramos, *supra* at 292.

185 *Id*. at 270.

186 *Id*. at 306.

187 Aleinikoff (2002), *supra* at 37.

188 Cincinnati Soap Co. v. United Staes, 301 U.S.308, 323 (1937).

189 324 U.S.652, 677-678 (1945).

が賦課した7年間分の追徴課税の有効性について争われたInter-Island Steam Navigation Co. v. Territory of Hawaiiにおいて、法廷意見は、「連邦議会は、連邦統治領住民、連邦統治領政府の全ての省に関する完全な立法権限を有している[190]」と判示した（なお、本件では編入について判断していない）。

4．小括

以上、合衆国市民にとって異質な存在として位置づけられる移民、インディアン、島嶼住民に対して、20世紀前半の合衆国の判例とアメリカ社会がどのような反応を示したのかを明らかにすることによって、両者の距離を測定してきた。同化を求めるという基本的な思考については19世紀から変化はない。移民に対しては、この時期に高揚した100パーセント・アメリカニズムの下、同化を求めていた。

特に、インディアンについては、1924年の法律制定によって、すべてのインディアンに合衆国市民権を付与されたことが同化政策にとって大きい。これによって、インディアン＝外国人であるという前提が完全に消滅し、インディアンが合衆国市民に包摂されてしまうからである。1924年以降、インディアンの部族主権の問題は、合衆国市民の中で、どの程度まで多様性を認めることが可能なのかという問題に変容することになる。インディアンが有する主権も、合衆国市民たるインディアンがどの程度まで他の合衆国市民と異なる扱いができるのかという問題に応答するための根拠となった。

判例も、基本的に、19世紀の延長線上であって、異質な人々に対して、排外的、差別主義的な態度をとり続けていた。

ただし、判例が基本的に19世紀の思考を維持していたことは、立法府の政策が変更しなかったこととは同義ではない。20世紀前半の合衆国では、中国人の排斥を目的とする一連の法律の廃止、インディアン再組織法の制定、プエルトリコの自治権の大幅な拡大が実現している。

しかし、20世紀前半に登場した「人種の坩堝」論と「ハイフンつきの

[190] Inter-Island Steam Navigation Co. v. Territory of Hawaii, 305 U.S.306, 314 (1938).

アメリカ人」論の対立のところで触れたように、依然として、合衆国市民の内部であっても、人種は分断線であり続けた。

これは、判例内部でも変わらない。例えば、Cong Lum v.Rice[191]では、「分離すれども平等」法理を示したPlessy v.Ferguson[192]に依拠しながら、合衆国で生まれた中国系合衆国市民を白人学校に通わせないことを正当化した。また、日系合衆国市民に対する夜間外出禁止命令[193]や、太平洋沿岸からの退去命令[194]も、戦争権限行使の一環として、合憲と判断されている[195]。このように、第14修正が定める出生地主義によって合衆国市民権を取得した者であっても、その出自、肌の色を理由に、合衆国内において劣位にある地位しか与えられなかった。20世紀前半であっても、依然として、Plessy判決は有効であった[196]。

このように、当時の合衆国は、形式的には合衆国市民ではあるが、実質的には合衆国市民から排除されていた人々（二級化した合衆国市民―例えば、黒人、女性など）を抱えるという「大きな矛盾[197]」を抱えていた。これは、Warren Courtが取り組んだ課題であった。Warren Courtが示した合衆国市民権の論理構造については、第３部にて明らかにする。

---

191 Cong Lum v.Rice, 275 U.S.78 (1927).

192 163 U.S.537 (1896). 詳細は第６章を参照。

193 Hirabayashi v.United States, 320 U.S.81 (1943).

194 Korematsu v.United States, 323 U.S.214 (1944).

195 概要については、M.L. ベネディクト（著）/ 常本照樹（訳）『アメリカ憲法史』（北海道大学図書刊行会・1994年）171-172頁、阿川尚之『憲法で読むアメリカ史 下』（PHP研究所・2004年）195頁、進藤久美子「日系人強制退去」アメリカ学会（編）『原典アメリカ史 第６巻』（岩波書店・1981年）75頁を参照。後に、自発的退去ではなく、刑事罰が伴う強制退去に変更されている。

196 Paul Brest, Sanford Levinson, Jack M.Balkin, Akhil Reed Amar, Reva B.Siegal, *Process of Constitutional Decisionmaking Cases and Materials* 370-373 (5th ed., 2006).

197 Aleinikoff (2002), *supra* at 38.